

令和8年第2回広野町議会定例会会議録目次

第1日 6月11日（木曜日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1
○本会議に出席した事務局職員	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長の町政全般について経過報告	4
○監査委員報告	8
○委員会報告	9
○一般質問	9
西内玄太君	9
北郷伯弘君	16
渡邊忠義君	20
高木光雄君	31
西本久雄君	43
○散会の宣告	55
○署名	57

第2日 6月12日（金曜日）

○議事日程	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	59
○本会議に出席した事務局職員	60
○開議の宣告	61
○会議録署名議員の指名	61

○議案第 2 6 号	行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	6 1
○議案第 2 7 号	広野町原子力災害による被災者に対する令和 8 年度における国民健康保 険税等の減免に関する条例の制定について	6 2
○議案第 2 8 号	広野町行政手続条例の一部を改正する条例	6 3
○議案第 2 9 号	広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6 4
○議案第 3 0 号	広野町農産物加工施設条例の一部を改正する条例	6 4
○議案第 3 1 号	工事請負契約の締結について	6 6
○議案第 3 2 号	令和 8 年度広野町一般会計補正予算（第 1 号）	7 1
○議案第 3 3 号	令和 8 年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	8 0
○議案第 3 4 号	令和 8 年度広野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	8 1
○議案第 3 5 号	令和 8 年度広野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	8 1
○発議第 3 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学 支援を求める意見書	8 3
○委員会の閉会中の継続調査の申出について		8 4
○閉会の宣告		8 5
○署名		8 7

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和8年第2回広野町議会定例会会議録（第1日）

令和8年6月11日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の町政全般について経過報告
日程第 5 監査委員報告
日程第 6 委員会報告
日程第 7 一般質問

○出席議員（8名）

1 番	西	本	久	雄	君	2 番	渡	邊	忠	義	君	
3 番	高	木	光	雄	君	4 番	渡	邊	正	俊	君	
5 番	西	内	玄	太	君	6 番	北	郷	伯	弘	君	
7 番	遠	藤		浩	君	8 番	門	馬	ま	り	え	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	小	松	和	真	君
副町	長	鯨	岡	公	一	君
教 育	長	根	本	良	政	君
参事兼総務課	長	遠	藤	義	宏	君
参 事 兼 政 策 企 画 課	長	加	賀	博	行	君
農 業 振 興 課	長	黒	田	泰	将	君
参事兼建設課	長	飯	島	洋	一	君
参 事 兼 環 境 防 災 課	長	松	本	周	次	君
健康福祉課	長	金	子	一	隆	君
こども家庭課	長	北	郷		功	君
町民税務課	長	林		澄	子	君

会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
教育次長兼 学校教育課長	佐	藤	尚	文	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	渡	辺		駿	君

○開会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邊正俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

3番 高 木 光 雄 君

5番 西 内 玄 太 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邊正俊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る6月3日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしましたところ、本日から6月12日までの2日間とする答申がありましたので、本日から6月12日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月12日までの2日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邊正俊君） 今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邊正俊君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、令和7年度広野町繰越明許費繰越計算書、令和8年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会議決書、「国の『被災児童生徒就学支援等事

業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（渡邊正俊君） 日程第4、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日、令和8年第2回広野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用のところご臨席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本定例会に提出しました議案をご審議いただくに当たり、令和8年第1回定例会以降における町政の経過を報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

4月6日から7日にかけて、天皇、皇后両陛下並びに愛子内親王様が本町を行幸啓なされました。両陛下が本町を訪れるのは、皇太子同妃両殿下時代の平成27年10月のふたば未来学園高等学校のご視察以来で、即位後は初となり、愛子様も初めての福島県訪問となりました。天皇ご一家は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から15年が経過した福島県内の復興状況を視察するため本県に来県され、3月11日直後の対応拠点となったJヴィレッジに宿泊をされました。6日夜には、Jヴィレッジにおいて渡邊議長をはじめ、議員の皆様及び檜葉町長らと両陛下並びに愛子様をお迎えし、その際、言葉を交わす機会を賜りました。また、翌7日朝には、同じくJヴィレッジにて両陛下と愛子様をお見送り申し上げ、その際にも、短時間ながら言葉を交わす機会を賜りました。今回の行幸啓は、町にとりまして誠に光栄なことであり、関係各位のご協力に深く感謝を申し上げます。

4月11日、行政区長会議を開催いたしました。令和8年度における広野町の重点事業、要望と質問への対応並びに広野駅周辺整備事業について説明を行いました。行政区長の皆様からいただいた貴重なご意見につきまして、施策へ早急に反映し取り組んでまいります。

次に政策企画課です。

4月16日、広野町総合振興計画審議会より第六次広野町町勢振興計画の策定に係る答申を受けました。今後は答申を踏まえ、本町の将来像の実現に向けた各種施策を着実に推進してまいります。

4月16日、広野駅東側産業団地内に進出を予定している株式会社金子製作所と、相互に協力して連携し、事業の推進を図り、雇用機会の創出等を促進することを目的として連携協力基本協定を締結をいたしました。

4月19日、春季町長杯パークゴルフ大会（グリーンカップ）が開催され、町内外から約100名の参加者の下、日頃のプレーの成果を発揮しようと熱戦が繰り広げられました。当日は、絶妙なコースセッティングにてこずり、参加者はスコアメイクに苦しみましたが、ホールインワンを複数記録するなど盛り上がりを見せました。

5月2日、二ツ沼総合公園において「ふれあいフェスタ2026」を開催いたしました。当日は、各種ステージイベントや体験型コンテンツを実施し、多くの来場者でにぎわいを見せました。

5月14日、第6回広野町・南相馬市パークゴルフ交流会が二ツ沼総合公園パークゴルフ場で約110名の参加者の下、開催されました。パークゴルフを通じて、両市町民の親睦、健康増進並びに世代を超えた交流が図られました。

5月20日、広野駅交流施設の竣工式が開催されました。広野町の新たな玄関口として、駅利用者のほか、町民や来訪者が気軽に立ち寄り、各種サークルの活動や地域のつながりを育む新たな交流拠点となることを期待いたします。また、緊急時には防災の拠点として活用してまいります。

6月6日、二ツ沼総合公園において、花を植えることで景観をよくし、明るく住みやすい町づくりを目指す「花いっぱい運動」を開催いたしました。当日は、約100名の参加者の下、マリーゴールド約2,700本の植栽を行いました。

6月6日、JR東日本水戸支社による、ふくしまデスティネーションキャンペーンの特別企画として「ふくしままんぷくトレイン」が広野駅を出発駅として運行されました。また、広野駅前において地元団体等による「まちなかマルシェ」が同時開催され、本町の魅力発信とにぎわいの創出が図られました。

次に健康福祉課です。

3月19日、鈴木トメノ様がめでたく満100歳を迎えられ、福島県及び広野町社会福祉協議会と合同により、ご自宅において賀寿贈呈式を挙行いたしました。

4月1日より、「マイトレ」による健康づくりのための運動習慣の推進として、保健センタートレーニングルームにおける運動支援事業を開始し、利用者に合った運動プログラムに基づく個別の運動支援を実施しており、会員数も増加傾向にあります。

6月4日、広野町国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催し、国民健康保険事業に係る条例及び税率等に関する重要事項について審議されました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険税、保険料及び一部負担金等の免除措置に対する国の財政支援については、国からの令和4年4月8日付通知に基づき、旧緊急時避難準備区域及び平成27年12月31日までに指定が解除された避難指示解除準備区域以外の広野町への転入による令和8年度の国民健康保険税、介護保険料の免除に関しては、本議会に国民健康保険税等の減免に関する条例案を上程しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

次にこども家庭課です。

4月4日、広野こども園の入園式を議員の皆様ご臨席の下実施しました。零歳児から5歳児までの19人が新たに入園し、こども園の全園児数は92名となっております。

4月6日、広野町児童館の入館式を実施しました。15人が新たに入館し、児童館の全児童数は65名となっております。

4月24日、広野こども園において保育・給食参観を実施いたしました。また、幼児部の園児を対象とした体操教室を併せて実施しております。

5月29日、特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」において、施設入所者23名と広野こども園5歳児19名による交流会を開催いたしました。園児は入所者に対し、お遊戯を元気に披露いたしました。

6月5日、広野こども園の親子遠足は、雨天のため中央体育館で実施しました。屋内でありましたが、園児たちは保護者と触れ合いながら体操やゲームを楽しんでおりました。

次に環境防災課です。

3月29日、広野町消防本団と事務局により町内全ての消防屯所を巡回し、消防車両やポンプの整備状況、消防機械器具の点検、配置状況など、現地において確認を行いました。

4月1日付で広野町交通教育専門員を3名委嘱し、4月6日の児童・生徒の登校日から、国道6号役場前交差点、折木大平交差点、老人福祉センター前横断歩道において、交通事故防止活動を実施しております。

4月6日から4月15日まで「春の全国交通安全運動」期間中、国道6号役場前交差点及び駅前交差点等において、双葉警察署及び富岡地区交通安全協会広野分会のご協力をいただきながら、朝の通勤・通学時間帯に特別職及び管理職による立哨活動を、4月6日と4月15日には役場職員総出で横断幕やプラカードを掲げて交通立哨を実施し、歩行者やドライバーに交通安全を呼びかけました。

4月12日、富岡町町民総合運動場において、4年に1度行われる双葉郡8か町村の消防団・婦人消防隊と双葉地方広域市町村圏組合双葉消防本部合同による令和8年春季連合検閲式が、坂本竜太郎衆議院議員をはじめ、多くのご来賓のご臨席の下挙行されました。消防団の厳格な規律や団結力を高め、防火の誓いを新たにし、広野町消防団40名、広野町婦人消防隊8名を含む、総勢511名の参加の下、防火防災意識の高揚が図られました。

5月14日、福島県消防協会双葉支部長である秋田英博広野町消防団長が、福島県消防協会理事会において、第22代会長に選出されました。広野町消防団として初の快挙となります。

5月28日、29日の2日間、狂犬病予防注射を福島県動物愛護センター相双支所の協力を得て、各集会所など、町内15会場で実施いたしました。

4月28日、5月28日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道6号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転を呼びかけました。4月28日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止や防犯対策について会員企業に協力を求めました。

6月9日、広野町役場において、広野町消防団が2回目となる福島民友新聞社「民友旗」を受章

したことを、秋田団長からご報告いただきました。「民友旗」は、6月6日に南相馬市民文化会館「ゆめはっと」において開催された第79回福島県消防大会の席上、広野町消防団が消防・防災活動に尽力したことが認められ受章したものとなります。

次に農業振興課です。

6月9日、J A福島さくらふたば統括センターが主体となり、「あぜみち指導会」を実施いたしました。24人の参加者に対し、水稻栽培管理、病害対策、農作業中の安全管理等について説明を行いました。

本年度における町内の水稻作付面積については、主食用米が184ヘクタールになると見込んでおり、今後、作付された水田の現地確認をして集計作業を行ってまいります。

次に建設課であります。

6月2日、広野小学校6年生23名が参加し、ふるさと広野町の自然を愛し、育てるために協力して社会に奉仕することを目的とした「広野町緑の少年団」の結団式を行いました。団員全員に、帽子とスカーフ、緑のハンドブックを配布し、団員代表の児童から入団宣言がなされました。今年度の活動としましては、広野駅東側にある沼津の杜公園での河津桜の手入れ作業などの活動に参加してまいります。

6月7日、浅見川、折木川、北迫川流域全体の良い河川環境の保全と再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識の醸成を図ることを目的に、広野町クリーンアップ作戦を実施いたしました。当日は、約600名の町民、各種団体、企業の方々が参加し、町内の河川美化活動に務めました。

次に学校教育課です。

4月6日、広野小学校・広野中学校において入学式が行われ、小学校18名の児童、中学校38名の生徒が新1年生として入学いたしました。小学校の児童総数は116名、中学校の全生徒数は122名となりました。

同日、J F Aアカデミー福島の入校式が檜葉スカイアリーナにおいて行われ、第21期生となる男子18名が入校いたしました。

4月8日、福島県立ふたば未来中学校・高等学校では、中学生60名、高校生151名の生徒が入学し、中学校の全生徒数は176名、高等学校の全生徒数は446名となりました。広野こども園の全園児数92名と合わせ、「教育の丘」で学ぶ児童・生徒は、総数952名となりました。

5月1日、広野小・中学校において、地震及び津波を想定した「避難訓練」を実施いたしました。避難時の移動経路・移動時間等を確認しながら、児童生徒の保護者への引渡し訓練も併せて行いました。

5月16日、広野小学校の運動会が開催されました。児童たちは、「走り抜け 汗一てきが 努力のあかし」をスローガンに、練習の成果を遺憾なく発揮し、最後まで頑張って競技を行いました。ご家族の皆様共々、思い出に残る大変貴重な一日を過ごすことができました。

次に生涯学習課です。

5月9日、公民館において、広野町青少年育成町民会議総会を開催し、各種体験活動の実施に係る事業計画、予算の承認をいただきました。

令和8年度は年間を通して、放課後元気教室や児童館と共催により、町内において様々な文化及びスポーツ活動に取り組む皆様を講師として迎え、未来を担う子供たちの健全育成につながる事業を展開してまいります。

5月19日から、令和8年度の公民館各種教室として「毎日の体操教室」を開講いたしました。この事業のほかに、令和8年度は「英語教室」をはじめ「手話教室」や「スマホ教室」を予定しており、生涯学習の推進を図りながら、参加者同士での交流を深めるなど、地域コミュニティの場としての役割を担っていただきます。令和9年3月まで実施をしてまいります。

5月19日、広野小学校において「ひろの元気教室」開校式を行いました。小学校4年生から6年生までの児童6名が、放課後の空き教室などを活用して、社会性や自主性、創造性を育むことを目的に、来年2月まで、文化・芸術・スポーツ等の様々な体験活動を実施してまいります。

5月23日、町内外から約60名の参加により、五社山登山を実施いたしました。今年は天候に恵まれ、山頂では広野産みかんジュースの試飲と「広野夢大使」である宮城大学の小沢晴司様と俳優・タレントのなすび様からご講話をいただくとともに、広野町観光協会による催しにより、初夏の清々しい一日を満喫いたしました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件5件、補正予算案件4件、その他案件1件、合計10件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げ、経過報告といたします。

○監査委員報告

○議長（渡邊正俊君） 日程第5、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員 針生寛美君登壇〕

○代表監査委員（針生寛美君） おはようございます。監査報告を行います。

監査につきましては、北郷伯弘監査委員と共に実施しました。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和8年2月分を令和8年3月18日、令和8年3月分を令和8年4月20日、令和8年4月分を令和8年5月21日に実施しました。

なお、令和8年4月分につきましては、令和7年度分と令和8年度分になっております。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金

融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邊正俊君） 日程第6、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、5番、西内玄太君、登壇を許します。

5番、西内玄太君。

〔5番 西内玄太君登壇〕

○5番（西内玄太君） それでは、総務文教常任委員会の報告を行います。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邊正俊君） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、6番、北郷伯弘君、登壇を許します。

6番、北郷伯弘君。

〔6番 北郷伯弘君登壇〕

○6番（北郷伯弘君） 産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邊正俊君） これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

○一般質問

○議長（渡邊正俊君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、質問項目ごとに一問一答方式で行います。

◇ 西 内 玄 太 君

○議長（渡邊正俊君） 通告順に従い、一般質問を許可いたします。

5番、西内玄太君、一般質問席に移動してください。

5番、西内玄太君。

〔5番 西内玄太君登壇〕

○5番（西内玄太君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは、質問事項の1、各イベント等での議員座席について。1、サマーフェスにおいて、議員等の席を会場南側に設けていただいておりますが、ほかのイベント等で当該箇所は出店者用のスペースとして有効に使用されております。サマーフェスにおいても商業に有効活用するため、移動する

ことはできないか伺います。

2、童謡まつりにおいて、最前列に議員等の席を設けていただいておりますが、出演者や参加者の方々により快適に楽しんでいただくため、議員席を移動または廃止することはできないか伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） 5番、西内玄太議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、各イベント等での議員座席についての1点目、サマフェスにおいて、議員等の席を会場南側に設けているが、ほかのイベント等と同様に、サマフェスにおいても商業に有効活用するため移動できないかについて伺いますにつきましてであります。議員の皆様への席につきましては、浜・中・会津友好協定の下、来賓としてご出席いただくことに対し、ステージ全体の視認性や会場運営の安全確保等を考慮し、サマフェス実行委員会の下で配置が決定されているものでございます。一方で、ご指摘のとおり、会場内の限られたスペースを有効活用し、出店エリアの拡充や来場者サービスの向上を図ることも重要であると認識をしております。そのため、今後のイベント開催に当たりましては、広野町議会のご意見を取り入れながら、実行委員会において、来場者や会場レイアウトなどを総合的に勘案し、議員席の配置について検討をしていきたいと考えております。

ご質問の1番目の2点目、童謡まつりにおいて、最前列の議員席を移動または廃止できないかについてであります。童謡まつりにおける議員席につきましては、主催者として来賓席を設けているものであり、実行委員会においてこれまで慣例的に最前列に配置をまいりました。しかしながら、童謡まつりは出演者のご家族や多くの来場者の皆様に楽しんでいただくことを目的として開催しているものであり、より多くの方々が鑑賞しやすい環境づくりは重要であるとと考えております。今後につきましては、こちらも実行委員会において会場規模や来場者数等を踏まえながら、来賓席の配置や座席数の見直しも含め検討を行い、出演者及び来場者の皆様が快適に参加できる会場運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） ご答弁いただきまして、おおむねというか、全面的にご共感いただけたところかなというふうに思った次第でございます。再質問なのですが、特段この件に関してはいいのですが、サマフェスの関係においても、会場内の出店位置の中でも、割とよしあしではないのですが、そういうものもあるというふうに聞いていて、議員席のほうも、議員席というか、従来の議員席の部分も比較的割といいめの位置だというようなお話も伺ったりしたこともございますし、出店は祭りの重要な魅力の一つですので、議会としてもというと、議会を代表するよう

なことは言わないように気をつけますけれども、有効に使えるのであれば、そこにこだわるような人も恐らくいないと思いますので、実行委員会のほうで適切に検討はされていくことと思いますけれども、同様に前向きに検討していただければと思います。

童謡まつりにおいても、町長答弁の中でおっしゃっていただいたとおり、主体は子供たちと町民の皆さんと、そして出演者の人たちかなというふうに思っておりますし、せっかくの機会で、プロの歌が生で聞ける会場でもありますし、最前列の席で見るとしても、町長やたつの市でしたっけ、来ていただいている外の方々はもちろん、会の顔というか、代表者というか、そういった形で前にいていただくことには一定の価値はあるかと思うのですが、現状我々においては一応主催者側の来賓待遇というか、そういったものではあるかもしれませんが、現状ご挨拶させていただくような役割的なところもございませんし、我々よりもせっかくだったら童謡と書いてうたまつりですから、子供たちとか、我々よりも1等席で見られるほうがいい思い出になったりする方もいらっしゃると思うので、いずれにしてもそういう各イベントにおいては、我々も何か役割というか、お飾りみたいな形で役割があればいいのですけれども、物によってはその役割すらちょっと果たしているのかなみたいなふうに感じるものもありまして、当然邪魔にはなりたくないというのが私が思っているところです。その気持ちは、恐らく議員の皆さんも同様のものかと思いますが、慣例でずっと同じような形で続いてきたものであるかと思いますが、あまり我々にも過度に気を遣わずに、客観的に皆さん楽しめるような形で、実行委員会さんで検討されていくというところなので、町の意見だけ全てというわけではないのかもしれませんが、一緒になって検討を進めていただければというふうに思います。それでは、質問事項の1番目については以上で質問を終わらせていただきます。

次の質問事項の2番目に移りたいと思います。各事業におけるJークレジットの創出について。Jークレジット制度は、省エネ設備の導入や再エネの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証する制度で、クレジットを創出及び売却が可能となれば、当町の新しい財源となる可能性があります。1、当町の森林を活用したクレジットの創出について考えを伺います。

2、既存の再エネ、省エネ設備を活用したクレジットの創出について考えを伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） ご質問の2番目であります。各事業におけるJークレジットの創出についての1点目、当町の森林を活用したクレジット創出について考えを伺いますについてであります。Jークレジット制度は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂の排出削減量や

適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であります。森林を活用したクレジットの創出については、森林整備や森林保護の推進を目的としたプロジェクト登録が必要であり、プロジェクト登録には6つの適用条件と追加要件を満たすことが必要となります。

適用条件としましては、森林経営計画の区域全体での登録であること、認証対象期間トータルで正味のCO₂吸収量がプラスであること、認証対象期間内に森林経営計画に基づく造林または撫育、間伐が1回以上計画がされていること、プロジェクトの実施地の土地転用が計画されていないこと、認証対象期間終了後10年間は森林経営計画を継続して立て続けること、森林法、労働安全衛生法などの関連法令を遵守することに加え、クレジット制度がなければプロジェクトが実施困難であったと認められる追加性の証明が必要となります。このことから、森林を活用したクレジットの創出は、プロジェクト登録やクレジット認証申請における手続が複雑であること、クレジットの販売は相対取引が中心となることから、クレジット創出、販売の双方においてハードルが高い現況にあります。さらに、プロジェクトの立ち上げ、計画作成、登録申請、プロジェクト及びモニタリング実施、クレジット認証及び販売に係る経費、プロジェクトに関わる人員の確保が必要となってきます。本町につきましては、ふくしま再生森林事業の実施による森林整備の推進に取り組んでおりますが、林業従事者が減少している現況にあり、プロジェクトの実施には慎重な検討が必要であると考えております。今後において、町内の森林資源を活用したクレジット創出は、新たな財源確保や森林整備の促進につながることから、森林所有者や林業従事者、関係機関と連携しながらJークレジット制度の可能性について調査を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔何事か声あり〕

○町長（小松和真君） すみません。続きまして、ご質問の2点目であります。既存の再エネ、省エネ設備を活用したクレジット創出についての考えについてお伺いしますについてであります。Jークレジット制度においては、温室効果ガスの排出削減や吸収量について、削減効果が求められており、国の補助制度等により導入された設備については、制度上の取扱いが定められております。本町が地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して導入を進めている太陽光発電設備や蓄電池等につきましては、国の補助金を活用した事業でありまして、同一の環境価値を重複して活用することは認められておりません。このため、当該事業により整備した設備については、Jークレジット制度によるクレジット創出で売却することはできません。一方で、Jークレジット制度そのものは脱炭素の推進や新たな財源確保につながる可能性があることから、今後実施する事業につきましては、Jークレジット制度の活用可能性も視野に入れながら事業の検討を行い、地域脱炭素の推進と新たな財源確保の両立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） ただいまご答弁をいただきまして、順に伺っていきたいと思うのですが……すみません。森林の関係のクレジットに関してですが、条件だったり、あとはマンパワーだったり、費用の面などもあって、あとは町内の林業の状況等も勘案して、現状かなりハードルが高いという評価ということでお話伺いましたけれども、こちらのほうは町長おっしゃるとおり、非常に現状ですけれども、現状非常に難しいのかなというふうに私も思っているものの、現在、各補助金のほうもいただいて、林業専用道路等の整備も進められておりまして、その点については今後の進展が見られることが期待されると思っております。調査研究のほうを進めていただけるということで、そちらのほうも状況等を見ながらになるかと思えますけれども、再質問というところまでなかなかいかないのですけれども、当町の状況としまして復興のほうと同時並行で進めていくというところもございまして、クレジットもいろんなところで創出のほうで、各自治体もそうですが、民間のほうでもそうですし、創出進む中で、買う側で好まれるクレジットというか、どうしても活動する中で出てしまう削減できない分をクレジットで補おうということでクレジット購入されるわけですが、そのクレジットにも質とされるものがあるようでございます。現状、当町の状況を踏まえますと、復興で頑張っていますというところもありますし、地方の森林再生というところもございまして、購入される企業が、もし今後当町でクレジットを発行できて、もしそちらのほうが出たとしたら、割とクレジットの質とされる部分は非常にいいものになるのではないかなというふうに思っております。そういった部分もありまして、そちらのほう、もし売却が可能となれば、その先の、森林のJ-クレジットを実際に実施されている自治体で多いスタイルみたいなのですけれども、クレジット販売収益を森林整備の予算の赤字前提の、クレジット創出の条件に赤字前提というものもありますから、そちらのさらなる森林整備の財源として充てていくという方法もあるようですので、繰り返しになりますけれども、現状非常に厳しいのは私も同感でございしますが、今後各事業が進んでいく中で検討していく、調査研究を進めていく価値は割と大きいかなというふうに考えておりますので、すみません、ちょっと再質問、調査研究してくださいというのが私の主張にするあれだったのですが、調査研究、折を見てしてくれるということなので、なかなか再質問というところにつながらないのですけれども、聞き方としてどうなのかと思うのですけれども、今私ちょっとばばばと自分でお話しさせていただいたのですが、町長、今のお話の中で何か考えるところがあればよろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

様々にJ-クレジットと言われている再生可能エネルギーあるいはCO₂削減に向けた取組として国が進める制度でありますので、町といたしましても様々な検討はこれまでもしてまいりました。まず、1点目としましては、先日も協定を結ばせていただきましたけれども、フェイガーという会社がありまして、こちらは田んぼのほうのCO₂を削減をすることで、それをクレジット化してや

っていくということで、こちらと同じノウハウであれば森林でもやれないかというようなお話もさせていただいたところなのですが、森林の場合、農業と違って従事者が少ないのです。農業従事者の場合は、町内においてもたくさんおまして、当然その管理や経営についてもしっかりと計画がなされております。一方で森林の場合は、どうしても町内、たくさん山、山林があるとはいえ、適切に管理をされているかといふとなかなかそういう状況になっていないと。特に民間というか、個人の所有の山林についてはほとんど撫育がされていないというような現況であります。こういった点をまず見直さないと、簡単に契約策定、そして将来的な方向性というのをつくるのが難しいということがありますので、まずそういったところ、今後地域の皆さんが森林を上手に使って整備をしていきたいというような思いがあるのかどうかといったところ、そこの辺りをまず確認をして、そしてその後の計画づくりから、あるいはＪ－クレジットの部分について話を広げていかなければいけないのだろうというふうに考えております。なかなかCO₂を削減するという目標だけでは、この森林を活用したＪ－クレジット事業を実施していくということについては無理があるのかなというふうに感じているのが現状でございます。

一方で、今議員から申されましたとおり、使う側のほうでというようなお話もありましたけれども、様々な要因でCO₂を削減するニーズというのは今後高まってくると想定しております。そういった企業あるいは国のほうでも、もっと簡単に活用できるような手法というものを考えていただくということが、今後のこの事業をさらに国全体に広げていく肝になってくるのかなというふうには個人的には思っております。ですので、町といたしましても、こういったせつかくの制度でありますので、もっと運用しやすいような制度設計に見直すことなどを申入れをしながら、将来にわたって上手な活用方法というものを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） ５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君） 再質問させていただきまして、町長から田んぼのほうのクレジットのお話もしていただいたのですが、この質問をさせていただく上で、いいなと思ったものの一つとして、かなえば町も財源確保ができるかもしれないし、むしろ連携先というか、協力して進めていく町内の事業者さん等もあれば、そちらの方の利益にもつながるかもしれないし、はたまたうちで発行できたとすればですけれども、そのクレジットを買っていただく方としても、当町の目的とか、そういった理念を付加価値としてつけたクレジットを営業の上で、こういったクレジット買っていますというような広報活動にもなって、企業さんのほうにもいいのかなんていうところもあります。目をつけてお話しさせていただいたところなのですが、本当に繰り返しになってしまっていますが、非常に森林の部分、困難な手続や実際に実現するまでにはかなり高いハードルがあることは間違いないのかなというふうに思いますけれども、逆にかなえば三方よしというか、みんな喜ぶ、誰も損する人はいないようなものになるかと思っておりますので、実現難しいかもしれないのですけ

れども、チャンスを見つけたときには適時検討していただいて、そのときには力になれば、我々というか、私も一緒にいろいろ考えさせていただこうかなと思いますので、引き続き制度の研究、調査のほうを続けていただければなというふうに思います。では、森林のほうについては以上でございます。

そして、既存の再エネ設備の関係なのですが、こちらのほう、町長のご答弁の中で脱炭素移行の補助金を活用している部分に関してはクレジットのほうの登録の対象とできないというところで、やっぱりかという感じなのですが、大変残念です。既存の太陽光設備の関係とか、あとは役場の空調の関係とか、太陽光に関しては学校というか、教育施設のほうにも設置されまして、再生可能エネルギーと同時に災害時、緊急時の非常時にも使える電源として整備されているということで、こちらのほうもJ-クレジットの方法論と一致していますし、教育だったり、防災だったりというところも複合的に絡まって、クレジットの価値自体は一定なのですが、さっき申し上げた、森林のときに申し上げたのと同じく、クレジットの質に当たる部分という部分で、割と魅力的なクレジットになるのではないかなというところで質問させていただいたところでございます。こちらは、すみません、私のちょっと知識不足のところで大変申し訳ないのですが、先ほどおっしゃられた国の補助制度の下で整備されたものに関してはクレジット創出の対象とできないという部分なのですが、調べている中で私ちょっと見つけられなくて、どういったところでご確認いただいたのかって分かりますか。すみません。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確認というか、そもそもこの地域脱炭素移行・再エネ推進交付金自体が、今言いましたとおりCO₂を削減する目的として実施されているものでありまして、それに対して国が既に前もって補助金として交付していることでありますので、それを使ってまたさらに重複した形で同じ効果を求めようとするには使用できませんということでもありますので、それを直接的うたっているわけではなくて、実際にそういう問合せをすれば、回答としては今言った形で、重複になるのでやれませんという話になるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） ありがとうございます。そうですよねというか、それはそうだよねという非常に納得のいく答弁でございました。交付要綱というか、補助金の原則なのかなというところで納得しました。こちらのほうも今のご答弁で、再質問も含めて確認させていただきましたが、可能な部分はあるかもしれないのですが、既存のもの、補助金活用して整備した分についてはということで抜くと、現状それほど多くの部分を対象にはできないのかなというふうに思いまして、少し残念なのと、たださっき申し上げたスタンス自体は変わらず、どうせやるならというところとちょっと

聞こえは悪いのですけれども、補助金外のところ、町独自のところがあるところがあり、今後出てきたりして、それが一定程度脱炭素のほうの効果が見込めるというような事業がもし出てきたときには、こちらの制度の活用も引き続き同様に検討をしていただきまして、当町の財政も今後一層というか、ずっとそうだと思うのですけれども、不安定な状態が続いておりますので、どうせやるなら何かプラスのキャッシュフローが生めないかというところを見ながら事業のほうをぜひ進めていただきたいなというふうに思います。どちらも大変難しいのかなというふうには思いますけれども、必要な視点なのかなという気はしますので、ここで制度自体の研究調査のきっかけと、今後の事業の優先順位や必要性の検討などにもぜひこの視点のほうを共有していただきまして、各事業のほうを進めていただければというふうに思います。

再質問は以上になりますが、1点だけ添えさせていただきますけれども、太陽光等の発電設備に関しては、景観の問題だったり、自然環境への影響のほうも最近少し目に見えるような形にもなっておりますので、こういった制度を使いたいというところに逆に気を取られてというところであれですけれども、そちらのほうに躍起になって、そんなに再生可能エネルギーというふうに寄っていくという必要性はないかと思っておりますので、そちらのほうはそう申し添えをさせていただきます、今後の各事業の実施時の検討材料の一つにいただければというふうに思いまして、以上で私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（渡邊正俊君） これで5番、西内玄太君の一般質問を終わります。

◇ 北 郷 伯 弘 君

○議長（渡邊正俊君） 一般質問を続けます。

次に、6番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

6番、北郷伯弘君。

〔6番 北郷伯弘君登壇〕

○6番（北郷伯弘君） 一般質問通告書に基づき質問します。

質問事項1、中東情勢による町の支援体制について。質問の相手、町長。質問の要旨、世界を取り巻くイラン情勢は、エネルギー危機など、日本の地域社会に与える影響が高まっています。中東からの原油供給不安により、物価高、燃料高など住民生活や地域経済は深刻な状況に直面しています。地方では、住民の生活を守るための支援策を講じる自治体も出ています。そこで、町として今回の中東情勢における住民生活への影響を最小限に止める支援策を講じていただきたく、町としての考えを伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） 6番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、今回の中東情勢における住民生活への影響を最小限に止める支援策を講じていただきたく、町としての考えを伺いますについてであります。日本は資源の多くを輸入に頼っており、特に原油の90%を中東に依存しております。そのため中東情勢の変化は、日本経済や企業業績への直接的な影響を及ぼす要因となっております。今回のイラン情勢の緊迫化は、エネルギー価格の変動や物流の停滞などを通じて地方に暮らす住民の生活にも影響を与えているものと認識しており、こうした要因による生活不安を最小限に抑えることは行政の重要な責務であると考えております。これまで町は、近年における物価高への対策を様々に講じてまいりました。直近では、本年3月に物価高騰対応地域振興券を対象者1人につき1万円分を配布したほか、物価高子育て応援手当について町独自の上乗せ分を加えた対象児童1人当たり3万円の給付など、国、県の物価高対応策を的確に把握し、近隣市町村の動向を踏まえながら、家計負担の軽減と地域経済の下支えを図ってきたところでございます。現在、国や県においても、物価高騰対策やエネルギー価格の高止まりに対する支援策が順次講じられております。町といたしましては、国、県の動向を注視しつつ、必要な支援が住民の皆様に確実に届くよう対応してまいります。今後、国際情勢の変化が住民生活に具体的な影響を及ぼすことが想定される場合には、速やかに状況を分析し、町独自の追加支援策を検討してまいります。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 6番、北郷伯弘君。

○6番（北郷伯弘君） 再質問いたします。

3つほどあるのですけれども、災害とか危機管理体制の強化ということで、国際の成り行きが日本国内の物流や生活の基盤となるものに影響することを想定し、備蓄確認、物資の確保、点検などを行います。日赤も中東地域の人道危機を受けて救援活動を実施しております。2つ目、住民への情報提供、不安を抑えるために正確な情報発信、デマ対策、防災メール、相談窓口を強化し、特に混乱が起きる場合、町の広報が重要になります。3つ目、国、県との連携、町だけでは対応できないため、府、省庁などと連携して支援策を実施します。危機が生活に波及したときに、住民を守るための地域レベルの管理と言えます。実際に山形や埼玉県でも、中小企業向けなどの資金繰り制度など開始、整備されております。先ほどもいろいろ国からの支援とか、いろんな確実にそういうようなことで届けていただくというようなご回答をいただいたわけですが、今3つほど申しました再質問の件ではどうかなと思って質問いたします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今申されたとおり、まずこういった危機が何を原因に起こっているのかといったところ、当然これについては国際情勢ということですので、まず国がどういう施策を講じ、そしてどうい

対策をしていくかといったところが一番肝要なのだろうと思っております。

町といたしましては、それらに応じて国が要請する対応について、今議員申されたとおりデマや流布などがされた場合に、これは間違ったものですよということをしっかりと住民の方に広報するような広報力、あるいは資材が不足して住民生活がままならないといったときの備蓄対策、こういったものについては、東日本大震災を経験した広野町といたしまして、その後の15年の中で備蓄倉庫であったりとか、防災行政無線のデジタル化であったりとか、あるいは携帯電話に直接災害情報が届くJアラートのシステムであるとか、こういったものを既に整備をしておりますので、こういった点をしっかりと活用しながら、町民生活に不安が訪れないような施策をしっかりと講じてまいるといったところが必要なのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 6番、北郷伯弘君。

○6番（北郷伯弘君） 次、質問事項2、タクシー券の発行手続について。質問の相手、町長。タクシー券は、町民の日常生活での移動手段として、買物や医療機関等への往来に大変有効に活用されています。しかし、一部町民の方から発行手続に時間を要し、移動に支障を来しているとの話がありました。そこで、タクシー券の発行手続に支障を来さないよう改善すべきと考えますが、町としての考えを伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） ご質問の2番目、タクシー券の発行手続に支障を来さないよう改善すべきと考えますが、町としての考えを伺いますについてであります。タクシー券の発行については、75歳以上の方を対象として、1人当たり年間最大2万4,000円のタクシー券を発行しております。発行は年度ごとに行っており、申請が集中する4月には、1日当たり多い日で30人以上のお申込みをいただいております。発行に要する日数については、申請件数が多い時期であっても、関係部局への資格要件の照会を経て、申請受付からおおむね開庁日で7日以内に普通郵便にて郵送しておる状況にあります。申請件数が少ない時期においては、申請受付からおおむね開庁日で3日以内に郵送している状況でございます。申請手続に要する時間についても、本人確認ができる保険証またはマイナンバーカード等を持参いただき、総務課窓口でタクシー利用料金助成事業登録申請書に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等をご記入いただくことで、短時間で済ますことができる状況でございます。今後は、申請件数が多い時期であっても、おおむね開庁日で5日以内に郵送できるよう努めるとともに、土日もお届けできるよう速達での郵送も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 6番、北郷伯弘君。

○6番（北郷伯弘君） 再質問いたします。

私少数、一部の住民からのお話、受けた話では、2階の総務課に行って、行ったのは行ったらしいのだけれども、そういった申請をしゃべったのだから、しゃべったと思うのですが、本人は言うのだけれども、いつになっても手続が来ないのだ、手続の回答というかあれが来ないのだという話を受けたものでこの質問をしたという結果なのですが、私もいろいろ心配して、会計、単年度の予算とか決算の関係でちょっと時間がずれているのかなんていうふうな考えで、私個人なりに考えてはみたのですが、今の回答をいただいた限りはそんなに難しい手続ではないと感じましたので、そうすると私が受けた人からの話では、いつになっても来ないのだというのだから、再度もう一度総務課のほうに出向いてもらって申請をし直すというような形でもよろしいでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

手続がどうなっているかというのは、ちょっと私も一人一人承知しているわけでありませんので、今の議員の申出に正しくお答えできるか分かりませんが、手続に来られた方、この方がご自身を証明する身分証明書をお持ちであれば、役場で申請することはそれほど難しいことではありませんので、担当が丁寧に記入欄等もお示ししながら、お一人当たり数分で作業ができる形になっております。身分証明書をお持ちでないとこれできませんということは、ぜひ申請者の方にお伝えいただければと思います。今言った保険証であったりとかマイナンバーカードとか、そういったものをお持ちであれば当然、そして町民であることが証明できれば申請がすぐにできるものでございますので、そちらをぜひお伝えいただければ、そして身分証明書を持って役場総務課の窓口に来ていただければ、数分以内で手続が完了するというところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 6番、北郷伯弘君。

○6番（北郷伯弘君） 本当に今の説明、そのとおりだと私も感じます。そこで、行った人がもう2階に上がったならば、私の勝手な想像ですけれども、何も大したそれ以上のことしゃべることができなかったのか、また職員の人がそのときに聞いたのか、聞いてはくれたのでしょうかけれども、申請はした、でもいまだに来ないということでもありますので、そのときにいま一步踏み込んでいただいて、いわゆる年配の人でもなかなかお話できない人とか、頭の中ぼーっとしてしまっているようなことを考える人がいると思うので、そういったときにいま一步踏み込んで、そういったマイナンバーとか身分証明書の保険証を持ってきたかいとか話をしたのだから分からないのだけれども、そういったことさえあれば大丈夫だと思うので、そういったことが大事なのかということだと私は考えております。少数者は少数者、数の人なのだけれども、一応そんなことで回答をいただきましたので、私の質問はこれにて終了とさせていただきます。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問でございますけれども、1つ付け加えさせていただきます。
町といたしましては、制度を行う際に、今議員もおっしゃられたようなことがないように、丁寧な窓口対応というのは心がけていきたいと考えておりますので、ぜひその方にもそうお伝えをいただいて、中にはしゃべれなくなってしまうたり、忘れてしまったという方はいらっしゃると思いますので、町といたしましても窓口を担当する職員に、より町民の方に視線を合わせて丁寧に対応するように指示をいたします。加えて、お一人でご不安な場合は、誰かお友達、あるいはご家族の方と一緒に来訪していただければ、なお申請はスムーズにいくのかなと思いますので、その旨もぜひお伝えをいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） これで6番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時35分であります。ただいまから10時50分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時35分）

○議長（渡邊正俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◇ 渡 邊 忠 義 君

○議長（渡邊正俊君） 一般質問を続けます。

次に、2番、渡邊忠義君、一般質問席に移動してください。

2番、渡邊忠義君。

〔2番 渡邊忠義君登壇〕

○2番（渡邊忠義君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず1点目は、公共施設等の維持管理についてでございますが、さきの新聞報道によりますと、公共施設の集約が進んでいるとのこと。人口減少や高齢化に伴い、財政が厳しさを増す中、維持管理コストの圧縮は欠かせないとの内容でした。町も今後の財政状況を鑑み、公共施設等の最適な配置を実現することが必要不可欠と考えられます。そこで伺います。

平成25年11月に国土交通省はインフラ長寿命化基本計画を策定され、町は行動計画に基づき、広野町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定されました。その後、令和4年3月に総務省の見直しを受け改訂されたようですが、町の計画期間を見ると、適宜適正な時期に内容の見直しを行

うとありますが、人口規模に合った公共施設等の統廃合や廃止による健全財政を推進していく必要があると思われます。町長の見解を伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） 2番、渡邊忠義議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、公共施設等の維持管理について、人口規模に合った公共施設等の統廃合や廃止による健全財政を推進していく必要があると思われます。町長の見解を伺いますについてであります。町では、平成29年3月に広野町公共施設等総合管理計画を策定するとともに、広野町道路附属物等長寿命化修繕計画、広野町道路トンネル長寿命化修繕計画、広野町橋梁長寿命化修繕計画、広野町公共施設等個別施設計画を策定し、各施設の長寿命化修繕や長期的な視点に立った施設管理を進めているところであります。一方、本町に限らず、多くの地方自治体で整備された公共施設は、高度経済成長期やベビーブーム期の人口増加に対応するために整備されたものであり、これを管理するための法制度も同様の時代背景の下で構築されております。近年においては、少子高齢化に伴う人口減少に加え、長寿命化修繕計画に基づく管理を行ってもなお、経年劣化による維持管理費の増加が顕著となっており、時代に即した公共施設の再編、最適化が求められていると認識をしております。

今後、町といたしましては、人口や財政規模に応じた公共施設管理を進めるとともに、行政サービスの維持及び向上を図るため、財政基盤の強化にも取り組んでまいります。具体的には、地域経済の活性化による税収増の確保、国費や各種補助金の積極的な活用、さらには民間活力の導入など、多様な財源確保策を総合的に検討してまいります。その上で、町営住宅の管理戸数の整理や各集会所等の統廃合については、地域の住民の皆様と丁寧な合意形成を図りながら、持続可能な公共施設の在り方を検討し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） ただいまの答弁をいただいた内容について、当然この姿勢で取り組んでいかなくてはならないというふうなことを受け止めました。さらに、私もこの経緯で勉強した経緯もあるものですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどもお言葉にあったように、先ほどの話は、この計画の中には建築部付施設とインフラ系施設。先ほどのインフラ系の施設、道路舗装とかトンネルとか橋梁といった今後の検討、さらには建築物等の集会所等々ありますが、町としては、これ言うまでもなく、ここの計画書のとおり、建築物系施設についてはこれ以上増やさないことを前提に、人口減少及びその時代のニーズに配慮しながら施設の譲渡、機能集約、複合、統廃合の検討を進め、建築物系施設の保有量は減らすことでさ

らなる費用の削減を目指しますということがこの計画書に出ております。これは、2021年から2030年まで、この10年間目指しますということで、この削減幅は3.6億円もかかるということで、さらにこの上積みする予算が今後計上されるというふうな状況の内容であります。

それで、先ほど町長もおっしゃったとおり、各施設、集会所等の統廃合というお話があったわけですが、この地域コミュニティーに係る集会所については、なかなか町長も、我々議員としても、町民の使う施設なものだから、統廃合しようと言ってもなかなか言いづらい部分もあるわけですが、しかしながら大規模改修、建て替えにあつては、人口の推移、人口に対する施設等を考慮した上で慎重に検討しなければならないということがうたっているところであります。そのようなことで、町長、これまでの私も町の職員として5人の首長さんに仕えはきたのですが、その都度箱物を造られてきた経緯はあります。しかしながら、それも許された時代でありますけれども、今後やっぱりご承知のとおりこういう人口の減少、さらにまた東京火力の廃止というようなこともございますので、これらについては真剣になってやっぱり考えていかなくてはならない時期が来たのだらうというふうに思っております。

それで、たまたまこれは、私のこの内容は、当初予算のときの説明資料とか何かに出ていた内容でありますので、その内容をお話しすると、集会所の場合20地区、いわゆる公民館、改善センター入れて20地区あるのですけれども、その中で土地借上料が7地区ほどあるみたいです。それで、年間266万円、270万円程度がお支払いされているようであります。その中で見ますと、これまでは1つの集会所があつて、何台かの駐車場があれば足りるところだったのですが、当時はいろいろとゲートボール等があつて、各地区が、当時の方々が盛んに行われていた経緯もあるのです。そんなこともあつて、大分集会所によっては広いところがあるようです。いわゆる海側の下浅見川地区の集会所も、大分集会所のほかにも敷地がかなりありますし、浜田地区辺りもかなり敷地があるということなのです。それらもやっぱり考慮の中に入れていかなくてはならないのではなかろうかということでもあります。

それで、他の地区の話をしていただければいいので、我が折木の南沢地区、北沢地区の集会所を見ると、ここ5、6年、7年、3年間のいわゆる日誌をずっと見たのです。そうしましたら、大体同じなのですが、年間24回、月2回を利用しているようであります。それで、いわゆる総会とか、あと役員会、そして清掃もやっているようであります。それと老人会が一番利用度が高いのです。月2回は開催しているわけありますので、19回ということなのです。そんな中で、7年度の利用者を見ると244名、老人クラブとしては166名が利用している。70%がもう利用している状況なのです。そうすると、広野町の集会所等の管理運営条例見ると、これ料金取られるのです。1時間当たり110円の料金が取られるのですけれども、町民とかその他については減免措置を取っているということなのです。だから、気軽にできるし、前回のように入会料も入っていただいたということなのですけれども、それらの施設が全部、今エアコンも入っているのでしょうけれども、この老人クラブでさ

え我々の所では166名、年間に使っている様子なのですが、果たしてほかの地域も、私らのところばかり言ったのであれなのですが、ほかの地区もこういうふうな形はやっていると思うのですけれども、それが全部こういうふうな形で使われる、利用されているということは望ましいことかと思うのですが、ただ使われないところも、老人クラブに聞くと全地区が老人クラブが組織されているということではないみたいなので、そう見ると果たしてどうなのだろうなということもあるものですから、そこら辺の、町は集会所の日誌をみんなやっていますよね。そうすると、その日誌を聞いたならば、日誌管理する人に聞いたならば、毎年毎年来てこの人数チェックしていますかと言ったら、チェックしていませんと、そんなことないなということなのです。だから、私のところにあったのは、5年、6年、7年度分があったものだから、全部チェックさせてもらったのですけれども、やっぱりまずそういう記録を取るという、取ってこの利用度はどうなのだということを議論していくというのが必要かと思うのです、町長。それを町の予算が足りないから統合するのだという話ではないと思うのです。

それで、町長、これは今言ったように10年間の計画だよね。そして、さらにまた続くわけですから、町長も立場になった以上は、何か一つ建設してみたいななんていうお気持ちがあるのであれば、ただ今考えると、町長も職員時代もあるわけだから、果たしてそれがいいのかという議論については、今までのある施設を先ほど言ったようにいろいろと統廃合等なんかした後ならば、私はこれは当然望ましいことでしょうけれども、今ある施設をきちっと整理しながら、こういうことがあったらできない、統廃合するのだ、本当に新たなものを建てていくのだということをやっていかなければ、どんどん、どんどんこれ今人口が減っていくことでもありますし、利用者もどんどん減っていく、今の現状の立場のところは、そういうところがあるので、私はこれを継続的にこの調査を進めていくのには、職員の皆さんもいろいろ、私もやってきたけれども、いろんな職種の業務をこなしているのです。だから、できるならば、副町長、これは任用職員を使って、これの専門の方を使って、こういう現状になっていますということ、長くやるのにはやっぱり職員でなく任用職員あたりを使って取り組んでもらうということが私は必要なかなと思っているところなのです。そんなので、この部分は町長もあと30年の広野町という未来を見ているわけですから、この業務をやるのにはなかなか地味な仕事だと思います。でも、いずれ町長、これをやったことによって、広野町はよかったと、これは完全に俺なと思います。その辺のところを町長、もう一度ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ありがとうございます。いろいろご心配をいただいているところでありますけれども、今議員が申されましたとおり、私もそこについては議員の考えとほぼ一緒という考えでございます。一方で、統廃合に当たっても、やはり利用数が少ないということだけで単純に統合していいのかという問題

もあろうかと思います。施設の老朽化であるとか、新たに改築を必要とするといったときには、統廃合といったところと一緒に議論しなければいけないというふうに思っています。その際も地域の方との合意形成といったところは慎重であるべきだと思っています。特に今議員のほうから申されました地区集会所の件については、こういったところをしっかりと丁寧にやる必要があるだろうと思います。一方で、なかなか使用されていないところ、増えてきているのかなとも私も思っています。今議員からご指摘いただきました施設の利用の日誌、この確認といったところでは、町としても不手際なのかもしれませんが、まずは地域の方々がしっかりとその記録を取っていただくということ、町がそこに出向いて行って記録取るわけにいきませんので、利用している方がしっかりと記録を取っていただくということがまず肝要かなというふうに思いますし、町といたしまして、町がその地区の方を集めて、今あった健康事業であったりとか、こういった老人会の活動などの促進であるとか、こういったところも町や社会福祉協議会、保健センター等が今まで健康寿命を延ばそうというようなことで地区に入ってやってきた経緯もありますから、こういったところもしっかりと考えながら判断していかなければいけないかなと思っております。

一方で、新規に建物を建てるといったところもご指摘いただきましたけれども、場合によっては新しい建物も建設を必要とする場合もあろうかと思います。それが、今言った議員のご指摘の統廃合や様々な部分をしっかりと解決した中でやるべきだというようなお話でもありますけれども、町といたしましては、その建物自体が今後、後年負担として町が維持していくのに、人口減少も含めて維持していくのに重荷になるのではないかなというようにものを無理に造る必要性はない私は思っています。一方で、この建物がある意味初期投資がなくて、加えてランニングコストにおいてもこれを維持することでメリットが生じるというようなものについては、これは議員の皆さんや町民の皆さんのご理解を得ながら建設をするということはあると思っております。具体的に何だというわけではありませんけれども、その可能性は否定するつもりはありません。一方で、今後の統廃合や、あるいは施設管理について、何もしないのではなくて、今からでも新しい今後の維持管理を含めた検討や利用頻度に応じた施設の管理の在り方といったところは見直しをかけていきたいというふうには考えております。

ちょっと行ったり来たりになりましたけれども、私といたしましては基本的には今議員申されたことと意見は一致をしているというふうに思っております。そんな中で、町といたしましても今後事業を実施していくに当たりましては、町民の方あるいは議員の皆様としっかりと議論をした中で、町が一方的に事業を進めるということではなくて、合意形成を丁寧に図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 内容、大体お互いの内容と私も自覚したのですが、最後の1つ、職員は異動

があるものだから、今の職員はないと思うのだけれども、3年くらいやるとまた違う人が入ったとしても、もういろんな業務やっているでしょう。だから、この業務が果たしてどうなのだったと思った頃、もう3年も過ぎてしまったこともあるので、さっき言ったように専門職の任用職員を今後検討していきますとか、つくりますとかというご返事はどうなのでしょう。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） 私は、議員もそうですけれども、職員として数多くの部署の経験をしてまいりました。私は異動は、非常に重要だと思っています。同じところで同じ業務をするよりは、多くの業務を経験する、そして違った目線から業務を新たに新鮮な形で見ていただくことで、新たな発見や事業の今後の継続性にしっかりとメリットが生じるものだというふうには思っています。一方で、一部においてそういった専門的な知識を有する職員を抱えたらいいのではないかというような議員のご指摘でありますけれども、今の町の職員の採用状況、これもなかなか今正職員として広野町を選択し、そして就職をしていただく方というのは減ってきている状況にございますので、ここについては今現時点でこうしますというようなお約束はできませんが、そういった立場、これは今町として行っておりますけれども、新卒の学生のみを採用しているのではなくて、もう既にほかのところで働いている方で、途中で公務員になってもいいというような方についても採用の枠を広げておりますから、そういった方々を上手に活用できるような体制というのはつくっていききたいなとは思っております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 大体様子分かりました。くどく言うのですけれども、今の時代はこの管理、施設の管理というのを本気になってやっぱりやっていくことが、これからの小松町長の町民の目の見方が変わると思います。ですから、これはぜひともチェックをしていただきたいな、そしてさらに継続性を持って長く調査をしていただきたいということをもって、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、次の質問でございますが、第3期復興・創生期間における産業復興の支援について。経済産業省は、令和8年4月から、東日本大震災からの復興に係る第3期復興・創生期間（令和8年～12年度の5年間）を事業者への支援策の概要を周知しました。今年度も引き続き、浜通り地域等における企業支援策として、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事業を支援しております。これまでの町の地元業者9社が採択されております。一方、産業復興を支える新技術と新産業の創出を目的に地域復興実用化開発等促進事業が支援されてきましたが、これまで広野町が利用された事業者は、平成29年、30年の2社のみであります。そこで、町長に伺います。

（1）、地域復興実用化開発等促進事業については、福島イノベーション・コースト構想の6分野を中心に、新たな産業基盤の構築を広野町においても進めるための施策であると考えます。我が

町としても、新技術、新産業の創出を目的に企業誘致、立地を進めていく考えがあるか、町長の見解を伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） ご質問の2番目でございます。第3期復興・創生期間における産業振興の支援について、福島イノベーション・コースト構想の重点6分野に係る新たな産業基盤として新技術、新産業の創出を目的に企業誘致、立地を進めていく考えがあるかについてであります。地域復興実用化開発等促進事業費補助金、いわゆる実用化補助金でございますが、浜通り15市町村の早期の産業復興を実現するため、イノベ構想重点6分野について、実用化、事業化を目指す地元企業等の研究開発等を支援するものであります。一方で、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、いわゆる自立支援補助金でございますが、被災者の働く場を確保し、企業の自立、住民帰還、産業復興を加速させるため、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業の集積を図ることを目的としたものでございます。

以上のとおり、実用化補助金については、研究開発や実証など、これから先の実用化、事業化に向けた取組を支援するものであり、社会実装できるかは不透明な部分がございます。一方、自立支援補助金については、既に実績のある企業が新たに雇用の創出と産業集積を図ることを目的としており、町としましては、まず自立支援補助金を活用した企業誘致、立地に取り組んでいるところでございます。

また、福島県やイノベ機構が主催する、東京で開催される企業立地セミナーに積極的に参加し、企業誘致活動を実施をしております。加えて、イノベ機構が主催する企業立地現地見学ツアーにも積極的に参加し、企業誘致、立地活動に取り組んでおります。その成果といたしまして、3月には、駅東側産業団地にイノベ重点6分野の一つである航空宇宙関連企業である株式会社二光製作所をお迎えすることができました。また、同じく6分野の一つである医療関連企業である株式会社金子製作所様と、4月に連携協力基本協定を締結し、進出に向けた足がかりを構築しております。町は、これからもあらゆる機会を捉え、企業誘致、立地に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） ただいまの事業名、その他利用者についての確認はさせてもらったのですが、去る5月30日に首長会議が行われましたよね。イノベーション構想関係の事業を何かされたのですが、これは今回町長になって初めての会議だったのか。その中で、今回この構想的なものはどういうふう感じたか、私もちょっと後でお話したいのですが、町長的にはどうだったですか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

イノベ機構の会合といいましても、実際に行われたのはイノベ関連関係でこちらに来られた企業さんの成果の説明会みたいなものでありました。ですので、進出してきた企業さんがこういう事業に取り組んでいますとか、そういうような実例をご紹介をさせていただいたところです。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） さきに、2年前に、議員の講習会ということで、あれは双葉かどちらかでその当時の代表のお話があったのですが、かなり風呂敷を広げたような構想の話なので、これはどうしていくのかなと思ったのがだんだんこうはなってはきたのですが、ただ先ほども町長が言ったように、このイノベ地域は、これ15市町村が全部該当ですということだ。それで、これまでの採択受けている調査なんかを見ると、いわゆる南相馬市とか、あといわき市辺りです。それらについては、結局この6分野に相当する会社関係もあったのかな、関連企業あったのかなというふうなことで、いろいろ手を挙げてきたのかなというふうなことで、この採択に向けて皆さんで努力したのかなというふうに思うのですけれども、我が町は正直のところ、これにのっとってと言われてもなかなか難しい現状があるのかなと思ったのです。というのは、先ほど町長が説明される前に、令和3年にその広長地区に福島デジタルコンテンツセンター、これが立地されていますよね。それが今十五、六名でやってはいるのです。それで、私これネットで見た限りでは、町長、ここに水耕栽培のことがあったものだから、これは広野的に使っていけるのかなと思ったのですが、ところがやっぱりこういった業者さんはシステム設計とか構築とか開発とか運用とか保守とかということの中身でいけばこの事業は値しない、今群馬でやっていたそうなのですが、これはもう駄目だということではなっていないようなのです。そんなので、ちょっと私もこれ以上、では進めても無理かなと思って、電話対応だったのですけれども、直接訪問して、職員さんにいろいろ聞いたのですけれども、この事業は我々の事業としては向かないというような話だったので、このつながりがなくなってしまったということだったのですが、それでまたもう一つ先ほどの、これは二光製作所、町長が先ほどお話しされた。この二光さんも、現実ここに出ている6分野の中の航空宇宙の関係のお仕事もされているのです、これ。だから、これに付随してやれるかななんて思って電話聞き取りもしてみたのですが、それは今後お話しいたしますと。あとは町でも、そういう話なんかも進めますというような話も聞いたものですから、さらにこの事業については難しさがあろうと思いますけれども、できるならばこういった形の誘致、立地のことでやっていく姿勢があるのかな。さらに町でも推しただけだと、今後の展開がまた出てくるのかなと思ったところなのです。

それで、先ほども言った自立、帰還支援の雇用については、これ町の今の岩沢地区の工業団地の皆さんがかなり利用されている状況みたいなのです。これ経済産業省から確認取ったので、間違いないと思いますけれども、だからこれらの事業は工場を増やすとか何かということは、これは可能

なのでしょうけれども、こっちの研究的な分野まで含まれた中身だから、なかなか難しさはあるのだけれども、あと5年という歳月しかないので、いわゆる南相馬とか今の浪江地区辺りを指して何かこの事業を展開してやっているのかなとちょっと思うわけなのですが、ただ県あたりも一生懸命取り組んでいるような話も聞いたのですが、その辺のところ、町長、もう一押し、町につながるようなご意見なんかいただきたいのですけれども。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、まず議員がおっしゃられているところで、理解を深めるためにもう一度ちょっとお話しさせていただきますけれども、まず企業を誘致したり、ここで雇用を生み出すという部分においては、補助金の内容としては先ほど言った自立、帰還の企業立地補助金といった分が正しく、正しいというか、進出するためには必要な補助金になっています。今岩沢の工業団地等ありましたけれども、震災後、岩沢にあった三豊さんが町外に工場を移転して、そこに残った約8ヘクタールの土地、こちらを町として新たに再分譲して、そこで進出してきた企業さんがたくさんこの補助金を使って進出をしています。ほとんどの企業さんになりますけれども、そういった点で岩沢の部分が多く出ているのかなというふうに思います。一方で、その後に開発をしました東町産業団地、こちらは喜美運送さんが入っておりますけれども、喜美さんもこの企業立地補助金を使ってあそこに進出をしております。加えて、その後の駅東においては、先ほど話が出ました二光製作所さんがこの補助金を使って進出をしてきているという状況であります。ですので、進出に当たってはこの補助金が最も適している補助金だと思っています。

一方で、先ほどの実用化補助金については、そもそももともと町内に進出している企業さんが改めて新しい分野に取り組みたいと、新しい事業を起こしたい、そういったときの研究費用として補助金を申し込むものになっております。ですので、事業の業種によってはこの実用化補助金を使ってやられるということはあろうかと思います。先ほど議員が示されました2か年で2社と言いましたけれども、2か年で2社、3件の採択を受けておりますけれども、この採択を受けた内容は、その後の会社の事業として今実施されているかというのと、そうはなっていないというのが実態です。加えて、この実用化補助金を目当てに進出してこようということになりますと、今後この地域で営業活動が成功すれば利益が生じるのかもしれませんが、仮に実装できなかった場合には、進出してきたものの事業化できず撤退をするというような動きにつながってしまうことを考えますので、まずは自立、帰還の補助金を使って企業誘致をしっかりと成功させる、そしてその後、企業によっては新たな分野への研究対象を拡大していきたいといったときに、この実用化補助金について町としても支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

一方で、2か年で3件の採択しかないではないかというようなご指摘につきましては、その後も何度か実は申請をしている企業がございます。採択を受けていないといったところが実態となって

います。やっぱりこの事業については、福島県が主導して行っている事業でありますけれども、原資は国かもしれませんが、福島県が福島ならではの事業を福島で実施する、それに対する補助という形で行っているものでありますから、どうしても二番煎じになるようなものについては採択が得られないと、あるいはしっかりとした事業に対する成功の度合いというのですか、そういったものが高まっているものに採択が移っているようになっておりますので、そういったところがなかなか苦戦をしているところなのかなという認識でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） さっきも言っているように自立、帰還支援については、これはもう企業自らこの事業等の部分は分かっているから、みんな。この事業はみんな取り組むということは分かるのですけれども、ただこっちの実用化開発については、なかなか取組的には難しさもあるし、採択される要件としてもかなり厳しいみたいなことを言われていますよね。その辺のところを町も、町のほうでも、この実用化のほうの開発はこういう事業があるのですというようなことも、今後の各企業に対するPRを含めながら、こういう事業を使ってもらう企業探しもやっぱりやる姿勢は町としてはあるのではないのですか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） 議員が申されていることもよく分かるのですけれども、町としましては、確かにそういう企業が実用化補助金を使ってそういうところにチャレンジしていくことについて、町も全然関わりないですと言うつもりはさらさらなくて、実際に名前は出しませんが、ある企業が実用化の補助金を申請したときには、町といたしましても県のこれ商工労働部が担当になるのですけれども、商工労働部のほうに伺いまして、採択について様々な情報収集や意見交換をさせていただいておりまして、ただなかなかやっぱり専門分野を審査するのも、県の職員が審査するのではなくて専門家の方が審査をしていますから、そういった意味で採択についてなかなかこちらから意見を言う立場にないというのが実感でございます。

一方で、自立、帰還のほうは、進出しますと雇用を生み出すわけでありますから、こちらを町が重要視しているというのはご理解いただければと思ってございます。こちら、企業がただ申請を出して採択になりますということではなくて、こちら町と企業がしっかりとタッグを組んでいまずという姿勢を見せないと、現在採択が難しい状況にあります。我々としては、企業がこの申請をした際には、仙台にある東北経産局であるとか、あるいは県の企業立地課等に出向いて行って、企業との関係をしっかりとご説明をしながら、ご理解を得て、そしてそれが喜美運送や二光製作所の補助採択につながっているということでありますので、ご理解いただければと思ってございます。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 広野町には二光製作所あるのですけれども、ちょっと連絡つかないのね、電話がないから。それで、平田村、平田工場ございますよね、この二光製作所。そこの工場長さん、ちょっと名前書いていたのだけれども、置いてきてしまった。それで、話はさせてもらいました。我々の姿勢として、議員の姿勢としても、町にこれから火力発電所がないので、何とか町にももっと工場を誘致したいのだという話はさせてもらったのです。そしたらば、町の誰々課長ともいろいろお話をしていますと、今後どうなるかというようなことで、社長は何だか海外出張しているというようなことだったものだから、社長とは対応できなかったのですけれども、結局町の姿勢もそういう形で前向きに検討していますというふうな話を工場長さんの話から聞いたものだから、だから俺は町長はもっと積極的に私はやっていますという話を俺聞けるのかなと思っていたのです。町長、それはあえて採択するかしないかはそんな相手の話です、それは。我々はそのに来てほしいというのが我々の思いだから、町としては、そうでしょう。だから、その難しさは分かるのです。難しさは分かるのだけれども、町長、それはそれとして、そっちの相手の話だから、我々はそういうものも使ってもこの補助を、あと5年しかないのだから、だから使って何とかするというのが我々の趣旨ではないですか。どうなのですか、町長。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） 先ほどから何回も言っているのは、議員がおっしゃられていることはよく分かっておりまして、それはやっています、実際に。今お話をいただいた二光さんにも実用化の話はしておりますし、それはやっております。でも、これは進出とはなかなか結びつかない補助金なのです、企業誘致等は。そこがちょっと意見が合わないところなのですけれども。企業誘致をするためには、先ほどの実用化補助金ではなくて、自立、帰還の補助金を使わないと企業誘致はなかなか成功しませんということを言っているのです。実用化補助金に関しては、それは企業によっては進出した後に新たな事業を展開したいという、研究をしたいのだというようなことについては、町としましてもそれに寄り添って実用化補助金を使つての部分にはしっかりと対応していきたいとは思っていますが、研究を目的に進出してくれということになると、研究を失敗したときには出ていってしまうわけなのです。この実用化補助金のそこが難しさというのがありますので、まずは進出をしていただく企業、これは誰でもいいというわけではありませんが、しっかりとこの地域で産業を成り立たせていただくような企業をまず誘致する。優先順位として、自立、帰還の補助金についてしっかりと対応していきたいと思っているという意味でございます。実用化補助金を全く無視しているとか、そういうことではなくて、こちらについても当然ながらそれを実施したいという企業さんには町としてもできる限りのご支援をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 分かりました。それを町長、町はこうやってこの事業、2社しか来ないから、町としても頑張ってやっていると、そういう姿勢であれば我々も、ああ、そうか、そうかという

のが我々の立場でしょう。最初からこのやつは難しいのですなんて言われたって、我々としたらか
っかくるしかないのだ。そういうことになるでしょう、だって。町の姿勢は、やっぱりそれこそ、
それはだって来たって会社がもし駄目なら駄目で、これはやむを得ないでしょう、だって。そんな
会社経営が悪いのだもの、だって。我々だってそれは、そこに補助するとかそういうことを言っ
ているわけではないわけだ。この事業を研究して、できれば町のほうに来てほしいのだという姿勢は
やっぱり必要なことでしょう。そこを私は言っただけであって、そこを先ほど町でもやっています
というのなら、それでいいことなのです。そしたら、俺はそれ以上質問する内容はない。

これで終わります。

○議長（渡邊正俊君） これで2番、渡邊忠義君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時40分であります。ただいまから13時まで休憩したいと
思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前 11時40分）

○議長（渡邊正俊君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 高 木 光 雄 君

○議長（渡邊正俊君） 一般質問を続けます。

次に、3番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

3番、高木光雄君。

〔3番 高木光雄君登壇〕

○3番（高木光雄君） それでは、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。よろしくお願
いします。

1点目、質問事項1、町の入札執行状況について。質問の相手、町長。質問の要旨、今年に入り、
町が実施する入札制度について、昨年度と比較して変更点が見受けられることから、以下の点につ
いて伺います。

（1）、令和8年3月6日、町のホームページにおいて、設計金額税込み500万円以上の建設工事
を対象に最低制限価格を設定すると公表されました。この制度を導入した最大の理由と、対象金額
500万円以上とした根拠について伺います。

（2）、これまで町では、指名競争入札を中心に運用してきたと認識しておりますが、今般、条

件付一般競争入札を実施する案件が見受けられます。指名競争入札における課題等を踏まえた改善策として実施しているのか。また、条件付一般競争入札を採用する目的について伺います。

(3)、今後、一般競争入札方式について、建設工事に限らず、委託業務や一定規模以上の事業などにも拡大して実施する考えがあるのか伺います。

(4)、入札公告後、応募者が庁舎で関係資料を閲覧し、必要事項の転記や写真撮影を行う運用となっていますが、このような対応を実施している自治体は多くありません。応募者の負担軽減の観点からも、閲覧資料の電子データ化や閲覧方法の改善を図るべきと考えますが、町の見解を伺います。

(5)、今後、町として電子入札の導入を検討する考えがあるのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） 3番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、町の入札執行状況についての1点目、最低制限価格制度を導入した理由及び対象金額を500万円以上とした根拠について伺いますについてであります。令和8年4月1日から最低制限価格制度を導入した理由は、ダンピング受注の防止により適正な履行品質を確保するとともに、近年の資材価格や労務費の高騰を踏まえ、適正な価格による受注環境を整備する必要があるためで、極端な低価格による受注は、工事品質の低下や下請業者への不当な負担につながるおそれがあることから、国及び県の動向も踏まえて、適正な競争環境を確保することが重要であると判断したものでございます。また、対象金額を500万円以上とした理由につきましては、制度導入に伴う事務負担や対象案件を勘案し、工事等請負業者指名委員会の審議対象となる設計額500万円以上の工事を対象として、試行的に実施することが適当であると判断したものであります。

ご質問の2点目、条件付一般競争入札の実施目的及び指名競争入札の改善策として実施するのかについて伺いますについてであります。このことにつきましては、これまで議会において一般競争入札の導入についてご指摘をいただいていたことを踏まえ、本町の入札制度の在り方を検討する中で実施したものでございます。本町においては、平成25年まで1億円以上の建設工事について条件付一般競争入札を実施しており、今回の取組は新たな制度の創設ではなく、既存制度の運用範囲を見直したものでございます。指名競争入札を基本として運用してきた一方で、透明性の確保、競争性の向上、適正な価格形成といった観点から課題が指摘されてきたことから、いずれか一方の制度へ全面的に移行するのではなく、双方の特徴を踏まえ、条件付一般競争入札の対象要件を緩和し、試行的に実施することといたしました。

ご質問の3点目、条件付一般競争入札を建設工事に限らず、委託業務や一定規模以上の事業等にも拡大する考えはあるか伺いますについてであります。条件付一般競争入札の適用範囲の拡大につきましては、まずは今回の試行結果を踏まえ、応札状況、事務負担、競争性の確保、地域事業者への影響などを総合的に検証した上で、本町にとって最も適した入札制度の在り方について検討してまいりたいと考えております。委託業務や一定規模以上の事業等への適用範囲拡大につきましては、業務内容の専門性や履行体制の確認方法、地域事業者の受注機会への影響など、建設工事とは異なる観点からの検討が必要であると認識しております。このため、委託業務における条件付一般競争入札の導入につきましては、今回の執行結果や他自治体の運用状況を参考にしつつ、適用可能な業務の範囲や条件、事務負担との均衡などを慎重に見極めながら、適用の可否について判断をしてみたいと考えております。

ご質問の4点目、閲覧資料のデータ化や閲覧方法の改善を図るべきと考えますが、町の見解を伺いますについてであります。入札参加事業者の負担軽減や事務の効率化は、契約事務を進める上で重要な課題であると認識しております。現在も可能な範囲でデータ化した資料の提供に努めておりますが、事業者の利便性の向上や事務負担の軽減につながるよう、他自治体の事例も参考にしながら、閲覧方法の改善を図ってまいります。

ご質問の5点目、電子入札の導入を検討する考えはあるか伺いますについてであります。電子入札につきましては、事業者の利便性向上、事務の効率化、透明性の向上など、一定の効果が期待される一方で、システム導入費や運用経費など、相応の費用負担が生じることから、本町の事業規模や費用対効果を総合的に勘案する必要があります。この点を踏まえ、現時点において導入する考えには至りませんが、今後の社会情勢や他自治体の動向、事務の効率化の必要性などを注視しながら、引き続き適正かつ適切な入札制度の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 5点ほど質問したのですけれども、いろいろご説明ありがとうございました。私が今回この質問をした背景は、先ほどちょっと町長の答弁にもあったかと思うのですけれども、去年の3月の定例会で事業執行における基本的な事項ということで質問させていただきました。そのときに、この最低制限価格制度あるいは一般競争入札あるいは共同企業体の在り方ということで、前町長のときにいろいろやり取りしてもらって、その結果、質疑のやり取り、再質問をした中で、一定の見直しをやっていきますというような答弁がありました。それで、先ほど町長からも、そういったことで試行錯誤的にやりたいというような話がありましたので、私はこういった一回にやるということは多分この町の規模からいっても無理なところはあると思うので、いろいろ町の案件ごとに実施してもらったほうがいいのかというふうに私としては思っております。

それで、先ほど回答の中にもあったのですけれども、ちょっと再質問ということで、1番目の500万

円以上の件なのですけれども、町でも多分500万円未満の工事ってもう多く発注していると思うのです、現実には。ですから、こういった500万円でもいいかどうかというのは、確かに指名委員会とかいろいろ検討しているのですけれども、やはり地元の建設業者とか、あるいは組合とか、そういった制度もいろいろヒアリングしながら、今後そういった導入に当たって、あるいはその対象金額については必要に見直しをしたほうがいいのかなと思いますけれども、町長、どうでしょうか。見解をお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員が申されたとおりでございますけれども、町の発注する公共工事、多くは500万円以下が含まれているということでございます。それらも対象にすべきではないかというようなご指摘でございますけれども、もちろんそれを全く否定するということではございません。今回、実際に導入するに当たって、担当課の単独での意見ということではなくて、指名委員会というのがございますので、この組織の中で、この工事についてしっかりと最低制限価格も設けながら、そして入札、応札の結果を見て検証していきましようというところでスタートしたものでございます。この検証結果を受けて、当然導入しなかった500万円以下の工事との請負率であったりとか、そういったところも勘案しながら、どこまで導入するべきか、そこについてはしっかりと検討していきたいと。我々として、まず先ほどから出ているとおり、適正な価格での受注ということを目指しておりますので、今議員がご指摘いただいていることについて、500万円以下についても当然ながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 金額500万円って、その辺に関しては、先ほど町長答弁ありましたように、いろいろ町の建設会社とか、いろいろ交渉にもよりますから、その都度その辺を十分意見統一あるいは検討して発注してもらったほうがいいのかなというふうに思います。

それで、あと（2）番目の一般競争の指名に関して、これに関しても試行的に実施するというような回答をいただきました。これも、やはり今いろんな報道で、自治体から見れば建設の物価高騰とか人材不足とか、今町長が回答ありましたけれども、そういったことで入札不調に頭を悩ませているというような記事が、先週ですか、ありました。これの何でそういう不調になるかという、自治体側としては、やはり今町長が回答あったように、建設工事の入札者がいない不調、いないということもあります。あるいは入札額が予定額をうんと上回って、それで不落というような場合もあります。そういったことが発注側、あるいは業者側から言うとやはり価格が合わない、あるいは工期が厳しいというのが、そういった内容がこの前報道で出ていましたので、やはり町としてももう建設業界あるいはいろんな設備会社業界とか、あるいは資材関係とか、あるいはリース会社とか、

いろいろ役所、当町でもいろいろ見積りとか、いろいろ工事を発注するときに取っていると思いますから、その辺を発注する前にいろいろ事前調査を今後はするべきだというふうに思いますけれども、町長、見解をお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今まさしく議員がご指摘のとおりでございます。実際に物価高騰、人件費の高騰が設計単価の見直しの速度よりも非常に速いスピードで進んでいるといったところが、なかなか設計額を算定してから発注までの期間の中で割に合わないような状況が生じてきているということも挙げられるかと思えます。加えまして、労働力不足といったこともやはり深刻な状況になってございます。町といたしましては、そういった関係で幅広く受注ができるような環境を整えることとともに町内事業者の育成に力を入れて、しっかりと町内において事業者が受注できるような建設工事を目指していきたいという思いを持ってございます。今おっしゃられた中で、我々として特には特にこういった条件付の一般競争入札に固執するわけではなく、様々な手法を使ってよりよい地域のインフラ整備、これを守っていくための手法というものは例外を設けずに検討し、そして当然今ご指摘いただいたように、事業者との意見交換などもしながら、よりよい制度として透明に運用できるよう尽くしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 今やはり物価高、人件費の高騰だということで、従来であれば1億円以下でも施行できたのですが、今は本当にちょっとしたことでもう1億円をすぐ超えてしまいますから、そういったことも発注方式によっては単純に金額だけではなくて、やはり工種、工事の種類とか施工条件とか、あるいは特殊な技術とか、そういったもろもろのことをいろいろ検討して、総合的に判断して、そういう発注してもらったほうがいいかなと思いますし、また前回のとき、私、役場の仕事は単年度事業です、基本。ということで、そういう大きな工事が終わったら、各課、建設は建設課ではなくて、今いろんな課が横断的に業務改善検討委員会みたいな、一つの大きな事業を終わったら、そういったことを立ち上げて、次回そういった類似の仕事の発注した場合には、そのほうに反映したほうがいいのではないですかというような、ちょっと前回のときにはそういう質問しましたがけれども、町長はその辺どう思いますか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

全部をやってきたわけではありませんが、今ご指摘いただいたような、本当に非常に大きな工事については、一部そういった全員の課長とかではなくて、一部そういった事業化を担当する課長等で横断的な情報の共有というのですか、そういうのはした経緯はこれまでもありました。一方で、ご

指摘いただいているとおり、役場職員は人事異動によってどの課に配属になるかというのは分かりませんので、そういった意味では幅広く情報を共有し、そしてそれをある程度平準化させてやっていくような仕組みというのはあってもいいのかなというふうに思います。課長等とご相談させていただきながら、どういう形ができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 前回に繰り返しますけれども、先ほど渡邊議員の質問の中でも、いろいろ職員を二、三年で回すというか、そういう話をちょっと町長答弁にありましたけれども、私ももう役場はサービス業ですから、ある程度全体のことを知らないとはやはりサービスはできないのかなというふうにはちょっと思いますけれども、そういったことから含めて、やはり事業が終わった、それ終わったら、やはり次のために反映するPDCAを回すためにも、やはりそこで一旦反省会というか、事業的なものを一回、我々建設会社だと当たり前なのですが、事業をやったら次の工事のためにQCDSということで全部一つ一つ、これはよかった、悪かったということを反映して、次はこういうことに受注に結びましょう、あるいは安全にしましょうということを繰り返していますから、やはり役場でもそういったものを私、言葉的には業務改善検討委員会って言いましたけれども、そういったことを今後順次ちょっとやってもらったらいいのかなというふうに思います。

それと（4）で、閲覧の方法に関しては、今電子データ化というような話もありましたけれども、これ私なんかも会社にいたときはいろいろな役所に行って、いろいろこういう閲覧のやり方をしていきます。やはりここで転記して、あるいは撮影して持ち帰って、ところがそういったものが必ずしも持ち帰って全部が全部きちっとそういうもの伝わるかどうか、自社で持ち帰ったときに。そういうものがデータとか何かであれば、やはりそういうのを自社でいろいろ検討するときに使いますから、ぜひともこれはほかの自治体もやっていますから、なるべくそういう電子データ化で渡すとか、あるいはメールで送るとか、そういった方法を取って、業者なんかもやはり広野町だけの業者であればいいですけれども、ほかの、あるいは将来にわたっていけば電子入札等になれば、もともと大きな町あるいは相双地区とかもっと大きくなると思うので、その辺はぜひ検討してもらいたいと思いますけれども、再度町長の見解をお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問でございます。今ご指摘いただいた部分で十分対応可能なところは直観でも感じております。一方で、どうしてもデータの容量が大きくなるようなものについては、以前もCD-ROMのような形で焼いたものをお貸しするとか、そういうようなデジタル化したものをお貸しするようなことはやってございますので、そういったものと併用しながら、場合によってはデータ送信で済むようなもの、あるいは現物としてお貸しするものといったところに対応ができるのではないかなと。なお、担当課が、課によって対応が分かれてしまうということも問題があるでしょうから、どういうことができるかということをしつかりと町内で統合し

まして、それで実施に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） この閲覧に関しては、やはり一回システムのものをちゃんと町で整備すれば、そんなに労を役場も、あるいは応募者も苦勞しなくなると思うので、ぜひ実施してもらいたいというふうに思います。以上で1番目の質問に関しては質疑を終わります。

続きまして、2番目の一般質問通告書を読み上げさせていただきます。質問事項2、公用車の運用管理について。質問の要旨、本年5月6日、磐越自動車道上り線においてマイクロバス事故が発生し、高校生が亡くなる痛ましい事案がありました。現在、部活動送迎を含む移動手段の在り方や車両運行、安全管理体制について、全国的に議論が行われています。当町においても、町民参加行事、社会福祉関連事業、児童生徒の学校関連行事等において、町所有車両及び外部委託車両による送迎が行われています。そこで、公用車及び委託車両の運行管理体制の現状と安全確保の取組について、以下伺います。

（1）、質問の相手、町長。今回の磐越自動車道事故を踏まえ、町長として町の車両運行管理に関し、職員に対してどのような注意喚起や指示を行ったのか伺います。

（2）、質問の相手、教育長。同事故を踏まえ、教育長として学校現場に対し、部活動や校外活動等における移動手段及び送迎時の安全管理について、どのような指導を行ったのか伺います。また、具体的な見直しや改善を行った事例があれば併せて伺います。

（3）、質問の相手、町長。町民バスの運行について伺います。①、車両は町所有の白ナンバー車両で運行されていますが、その法的根拠となる自家用有償旅客運送制度の概要及び運行管理責任者の役割について伺います。

②、令和8年度町民バス運転業務委託契約の概要、契約内容、運行管理体制及び安全管理体制について伺います。

③、運行中に運転手が体調不良となった場合、または事故、もらい事故を含むが発生した場合の連絡体制及び対応手順について伺います。

④、車両事故及び人身事故発生時の保険加入状況と補償内容について伺います。

⑤、運転手の勤務時間管理、休憩時間の確保及びアルコールチェックの実施状況について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） ご質問の2番目、公用車の運用管理についての1点目、今回の磐越自動車道

事故を踏まえ、町長として町の車両運行管理に関し、職員に対してどのような注意喚起や指示を行ったのか伺いますについてであります。本町につきましても、公用車の運行に当たっては、同様の事故を未然に防ぐため、運転前の安全確認として、車両の点検、運転者の体調確認及びアルコールチェック、運転中の安全確保として、法定速度の遵守、車間距離の確保、長時間運転の回避、スマートフォン操作等のながら運転の禁止など、安全運転の徹底を指示しております。また、使用後の車両の洗車、内部の清掃など、日頃から車両管理の徹底を図るよう指示を行いました。

ご質問の3点目、①、自家用有償旅客運送制度の概要及び運行管理責任者の役割について伺いますについてであります。自家用有償旅客運送制度は、バスやタクシーによる交通手段の確保が困難な地域において、市町村やNPO等が自家用車を用いて住民を有償で送迎することを道路運送法第78条第2号に基づき特例的に認める制度であります。運行管理責任者の役割につきましては、乗務しようとする運転者に対し、疾病、疲労、飲酒等により安全運転に支障が生じるおそれがないかを確認するとともに、運行の安全確保に必要な指示役を担うことであると認識しております。

3点目の②、令和8年度町民バス運行業務委託契約の概要について伺いますについてであります。契約内容につきましては、広野町民バスにおいて、町が指定する運行経路を安全かつ確実に運行することを基本としております。運行管理体制につきましては、委託業者において運行管理者を選任し、運転者の健康状態や疲労、飲酒の有無等を確認した上で、必要な指示を行っております。安全運転管理体制につきましては、車両の日常点検、出退勤時の点呼及びアルコールチェックを実施し、安全運行の確保に努めているところであります。

3点目の③、運転中に運転手が体調不良となった場合、またはもらい事故が発生した場合の連絡体制及び対応手順について伺いますについてであります。運転中に運転手の体調不良や事故発生など不測の事態が生じた場合、運転手は速やかに運行事業者へ連絡を行います。運行事業者は状況を確認の上、必要に応じて警察、消防等の関係機関に通報するとともに、町へ速やかに報告を行います。町においては、運行事業者から報告内容を踏まえ、利用者の安全確保、代替輸送の手配、関係機関との連携など、状況に応じた対応指示を行うこととしております。また、事故発生後は、運行事業者に対し、事故原因の究明及び再発防止策の検討、実施を求めるとともに、必要な対策を講じます。

3点目の④、車両事故及び人身事故発生時の保険加入と補償内容について伺いますについてであります。町民バスの運行に係る任意保険及び車両保険につきましては、運行事業者において加入しており、このうち任意保険の補償内容は対人賠償、対物賠償ともに無制限となっております。

3点目の⑤、運転手の勤務時間管理、休憩時間の確保及びアルコールチェックの実施状況について伺いますについてであります。勤務時間につきましては、運行事業者において適切に管理しており、出勤は7時、退勤は5時としております。休憩時間につきましては、3便目の運行終了後の11時30分頃から、4便目の運行開始時刻である14時10分頃までを休憩時間として確保しております。ア

ルコールチェックにつきましては、出勤時と退勤時に実施をしております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 次に、教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長 根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君） ご質問の２番目の２点目、事故を踏まえ、教育長として学校現場に対し、部活動や校外活動等における移動手段及び送迎時の安全管理について、どのような指導を行ったのか伺います。また、具体的な見直しや改善を行った事例があれば併せて伺いますについてであります。町教育委員会が開催する園長、校長会において、小中学校校長に対し、部活動や校外活動等における移動手段は、原則、町の公用車使用伺による公用車あるいはマイクロバスを利用すること、また安全管理については、顧問あるいは引率教諭等による乗車時の安全指導、特にシートベルトの着用の徹底を忘れずに行うこと、緊急時の対応については保護者を含む関係者等と共有することを指導しました。具体的な見直しや改善点はありませんでしたが、私有車やレンタカーを使用して教員が運転することは絶対ないように教職員に周知しました。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） ３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君） いろいろありがとうございました。私も３月に、３月の１６日に沖縄県の辺野古湾で高校生が転覆事故で１名亡くなりました。そして、２か月の５月の６日に今度は磐越自動車道で、また高校生１人が今度は自動車事故で亡くなったということで、辺野古で事故起きたときも多分いろいろインターネット見ると、文科省からいろいろな教育委員会を通して、こういった校外の活動に関してはいろいろチェックしなさいというような文面を私もかなり読ませていただいたのですが、そういったことを踏まえて、私この事件とも、どちらかというともう学校活動の一環で起きたわけです。そういったことをこの当町に当てはめたときに、やはり保育園、それから小学校、中学校、全部町立ですよ。かつ、いろいろ校外活動をしています。それから、では役場の職員ももう相当な公用車があります。公用車を乗っているのが毎日のように乗っているわけです。そういったことで、やはり私今回は町の公用車の運用管理ということで、管理ということに関して、私ですから今何点か質問をさせてもらいました。こんな中で、今町長からは職員に関してもいろいろ安全対策に関して注意喚起したという話なのですけれども、これはこういった事故はちょっと忘れるとまた同じようなことを繰り返すと思うのです。町長にお聞きしますけれども、こういったものに関して、定期的に職員にこういった公用車を運行に当たって、こうこうこういうことを注意しましょうというようなことを今後定期的にやってきたのか、あるいはこれからもやるのか、その辺伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

なかなか出張中に職員がどういふ運転をしているかというのは、我々も分からない部分が多々ありますけれども、その中で先ほどもちょっと回答にも触れさせていただきましたけれども、車両管理というものは、これ非常に重要なものだとは私は認識しております。私も職員時代から、そこは感じておりまして、公用車であろうとも、やっぱりマイカーと違いますから、手荒に運転をしたりとか、清掃や洗車を怠ったりというようなことをしていますと、誰もがというわけでありませんけれども、そういったものというのはやはり運転の態度や、そういったものに表れてくるものだと思います。車両を大切に、公用車をしっかり大切に扱う、そういったものがひいては安全運転の規範意識につながっているものだと思います。そういった意味で、今議員ご指摘のような注意喚起、これは定期的に行っております。特に月初めの朝礼等でそういった気づきについて発言をさせていただいたこともございますし、年末年始などは特に飲酒運転等の注意喚起というのはしっかりとさせていただいております。それ以外にも、先ほど言った車両管理の中で気づきがあった点については、副町長や総務課長を通じて職員に直接指導をするということを既にやっております。今後もそれは引き続き続けていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 今後とも役場の職員がアルコールで運転して捕まったとか、あるいはスピード違反で捕まったとか、そういったことは絶対に行わないように、今後定期的にそういった教育をしていただきたいというふうに思います。

それとあと教育長に、いろいろ指導をちょっとしたいという話ありましたけれども、私もこの質問に当たって、私の孫も学童野球とか、あるいは中学生の野球をやっているとか、部活にも入っています。そういったことで、結構親とすればやっぱり子供を預けたわけですから、そうすると今回こういった学童を、あるいは生徒を乗せているというのはあるのです。あるし、あるいは私、今回の事故で例えばバスの会社で添乗員をやったという人ともちょっと面会して、そういう人とも話をしました。やはりそういう人、聞くと、やっぱり学校の部活なんかやって、あるいは顧問やその指導者が自分で運転して、向こうでもいろいろ指導を見ながら帰ってくるときだと、もう物すごく疲れるし責任があるということを、これはみんな各共通言っていました。あるいはバスの添乗員だと、やっぱり運転手というのは、いざ事故があったときに、第三者にぶつけないように脇に入っていくとか、何かいろいろそういうプロ意識的なものも実はあるのですというようなことも言っていました。ですから、学校としては、教育長としては、月に1回とか、そういう集まりのところに、いろいろ学校の何か決まりがあるのです。学校保護安全衛生法第29条、要するに危険等発生時対策要領の作成ということで、これは学校のいろんな行事に関しては必ず、いつ、どこで、誰が、何をどう

するということをぴしっと計画書を作って、それで多分校長先生なのですか、それをちゃんと認めてやると。そういったことを本来やらなければならないのを、私は先ほど冒頭に言った2件というのは、何かその辺がちょっと曖昧だったのかなというふうにつくづくこれ私思っています。ですから、学校法で決めたことを、その辺はやっぱり教育長が、今保育園行くと、小学校、中学校に関しては校長先生とかも言うのですけれども、その辺をやはりもっときつく、きついというかあれですけれども、その辺はやるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。その辺の再度お願いします。

○議長（渡邊正俊君） 教育長。

○教育長（根本良政君） ただいまの高木議員のご質問の件につきましてお答えいたします。

今ほどありましたように、前回の2件について、2件の事故について、1件は学校教育法に違反している内容の事例であります。2点目については、移動等に関して不適切な交通手段を取ったという点であります。これらを踏まえて校長会でお話したのは、基本的に学校教育上の規則にのっとって厳粛にやるのだと、きちんに行うのだということを職員に徹底周知するように話をしました。以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） こういったことは、マニュアルというのはやはり作って終わりではないですから、それを実行して、先ほども言いましたようにPDCAというのが大切なので、やはりその辺は学校の先生も替わるでしょうし、ですからその辺はやはり定期的に教育というのは実施して、やっぱり保護者に安心してもらおうということを、あるいは保護者にも機会があったときにそういうマニュアルがあって、それに基づいて作ってやっていますというようなことを機会があるときに言っていただければなというふうに思います。

それでは、（3）の町民バスの運行について、いろいろ町長からも回答あったのですけれども、二、三点ちょっと説明してもらいますと、町民バスが確かに今3台ずっと運行しています。月、水金ですか。これに関して、運行ルート、あるいはそういった時刻表とか書いてありますけれども、町民がやっぱりバスに乗らない人というのはもうかなりの人数だと思うのです。そういった目で見ると、やはりバス来たけれども、いつ、どこで乗っていいのかとか、あれは無料なのか、有料なのか、あるいは俺町内ではないけれども、町外なのだけれども、乗れるのか乗れないのかとかいろいろ町民の方も分からない部分が結構あるのかなということがあるので、その辺を私からもう一度、これもちょっと言ってもらいたいのですけれども、要するに今白ナンバーですよ。白ナンバー。青ナンバーではないです。白ナンバーに町民が乗っています。あれは白タク行為ではないですということも含めて、ちゃんと町民のほうに何か広報でもいいでしょうし、何か大きな説明会のときに、このバスはこういうふうに運行していますというようなことを一度周知したほうがいいと思いますけれども、町長の見解をお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

私どもも長年町民バス事業を運行しておりまして、同じやり方をずっと継承してやってまいりました。町が所有するバスに、当初は町が運転手さんを雇いまして、それで許可を取って、料金を徴収しながら運行してきたところでございます。最近というか、震災後は運転業務そのものを事業委託をしてやっているということで、車両は町のものではあるので白ナンバーという形ではありますが、ちゃんと営業許可を取った事業所に業務委託をして、運転手さんはその社員さん、運転登録している社員さんが業務を担う形で実施をしております。そういう意味で何ら法的に違反しているわけではありませんが、こういった事故があつて、町民の皆さんにおいてもそういった疑念をいただく、白ナンバーで運行していていいのか、今ご指摘いただいたようなそういったことがあると考えられますので、町といたしましてはしっかりその辺は適宜、町の広報物等を使って疑問に答えるような形で説明をしていきたいというふうに思っております。また、行政区長会議であるとか、そういったところにおいてもご説明できるような形で対応したいなと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 今回、町民バスの私は運行、あくまでも管理ということですが、運行に関して、ルートとか時間とかそういったこともいろいろ町民の意見を聞きながら改善はしていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、先ほど運転手の業務委託のところ、いろいろ管理体制も含めてあったのですけれども、ちょっと私ですと、運転手は委託業務した会社の社員だというお話だったのですけれども、例えば令和8年度ですと報徳さんでしたっけ、去年はウインズトラベルということで、ちょっと私気になったのは、この契約金額が去年は1,000万円、今年は1,400万円、400万円上がっているのです。これは、人件費が上がったのか、どういうこと上がったのか、もし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えいたします。

端的に労務単価が上昇した、人件費が上がったということだということでございます。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 分かりました。それは、労務単価ということであれば、これはしょうがないと思うのですけれども、私が、金額云々ではありません。やはりこれ毎年入札やって、それで決めているわけですね、会社を。とすると、多分乗った側からすると、何だ、毎年違うのかというよりは、二、三年同じ人のほうがやっぱり、運転手もそうだろうし、乗る側のほうも何か安心するの

かなというふうに思うので、その辺は単年ごとの事業なので、複数年契約はできないのかもしれませんが、ちょっとその辺も一回検討したほうがいいのかなというふうにちょっと思います。

あと最後に、今このバスの運行というか、そっちになってしまうかもしれないけど、乗車している人がなかなか少ないというふうに何か思いますので、これは先ほど言ったように何かずっと長年町では巡回しているのですけれども、その運行の仕方に関してはやはり乗車率を上げるため、もう一度何か改善、町でいろんな町民の意見を聞いて、実際運用してもらったほうがいいのかなというふうに思いますけれども、最後にその1点だけ、町長、見解をお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

長年、今ご指摘いただいているとおり、費用対効果も含めてこの町民バスの運行事業については、議会の皆さんとも相談をかけながら長年議論はしてきたところであります。そんな中でも、運行時間の見直しであったりとかアクセス、医療機関であるとか電車時間であるとか、そういったのにアクセスしやすい運行時間、ルート等を変えながらこれまで運行してきたといったところでございます。どれが最善かといったところは、まだまだ我々も足りないところあるかもしれませんが、町民の皆様からはまだ一定程度ニーズがあって、必要だというようなご意見をいただいておりますので、当面の間、当然続けるということとともに、その改善策については、これは一度こう決めたから、これをずっとやるということではなく、適宜見直しをかけながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） いろいろありがとうございました。私これで質問を終わりますけれども、最後に、今回町の入札執行状況、それから公用車の運用管理ということで2点質問させていただきました。この背景は、この2つが町の将来にとって、要するに地元建設業者の維持とか、あるいは災害あったときのそういう対応力とか、あるいは子供たちの安全、それから高齢者のそういう移動手段ということが、そういったものがもう本当にこの4つって全部関連しているので、こういったものに関しては、今回住民の生活に関わる問題なので、ぜひ、これあくまでも制度ではないですから、制度論ではないので、今後ともいろいろな面に対処していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊正俊君） これで3番、高木光雄君の一般質問を終わります。

◇ 西 本 久 雄 君

○議長（渡邊正俊君） 一般質問を続けます。

次に、1番、西本久雄君、一般質問席に移動してください。

1 番、西本久雄君。

〔1 番 西本久雄君登壇〕

○1 番（西本久雄君） それでは、通告書に基づき、一般質問のほうを行ってまいります。

質問の1、委託業務における適正履行及び契約管理について。質問の要旨、委託業務は、行政サービスを進めていく上で欠かせない仕組みの一つであり、専門性の活用や限られた人員を補う意味でも重要な役割を担っているものと考えております。その一方で、公費を用いる契約である以上、業務が適切に行われているか、責任の所在が明確になっているか、契約や履行確認が適切に行われているかという点はしっかり確認していく必要があります。また、地域の担い手不足や現場の実情もある中で、実態に合った運用や制度の整理も求められているものと思います。そうした観点から、本町の委託業務全般における契約運用や履行確認の在り方について伺います。

1、町は、委託業務に係る業者の指名及び契約に当たり、受託者の履行能力、すなわち実施体制、必要な人員、設備、技術力、実績、管理能力などについて、どのように確認しているのでしょうか。また、契約後における実際の履行体制、現場管理、完了報告、実施記録及び写真管理などについて、実態把握を含め、どのような確認を行っているのか伺います。

2、委託業務における再委託について、本町はどのような基準及び運用で取り扱っているのでしょうか。また、福島県の委託契約において見られる業務の全部、または主たる部分の再委託制限や再委託時の事前承認等の取扱いとの比較において、本町の考え方について伺います。

3、契約約款及び仕様書における再委託や履行確認などに関する規定整備について、本町は十分と考えているのでしょうか。また、必要に応じた見直しの考えについて伺います。

以上、3点、町長、お願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） 1 番、西本久雄議員のご質問につきまして、ご質問の1 番目、委託業務における適正執行及び契約管理についての1 点目、委託業務における受託者の履行能力や実施体制等について、どのような確認を行っているのか伺いますについてであります。委託業務の契約に当たっては、受託者が業務を適正に履行できる能力を有しているかを確認した上で、契約手続を進めております。測量及び設計業務につきましては、予定価格300万円以上の案件を指名業者選定委員会に付議し、入札参加資格の有無に加え、同種業務の実績、技術者の配置状況、過去の履行状況等を総合的に勘案し、指名業者の選定を行っております。また、300万円未満の案件及びその他の業務委託につきましては、入札参加資格審査において一定の要件を満たし、有資格として登録された事業者の中から、業務内容や過去の履行状況等を踏まえ選定しております。契約締結後につきまし

ては、業務内容に応じて着手届や工程表等の提出を求めるとともに、担当課において進捗状況の確認や必要に応じた打合せ、現地確認等を実施しております。さらに、業務完了時には、報告書、成果品、実施記録及び写真等により履行内容を確認し、契約内容どおり適正に業務が実施されているか、完了検査をした上で委託料を支払っております。

ご質問の２点目、委託業務における再委託の基準及び運用、本町と福島県の取扱いの比較において、本町の考え方について伺いますについてであります。本町における委託業務の再委託については、標準的な契約書において受託者は、委託業務の処理を一括して他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合はこの限りでないと規定しております。このため、業務の全部を第三者へ再委託することは認めておらず、一部において再委託が必要な場合には、その必要性や業務内容、契約額、再委託先等を記載した書面を受託者に提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手が、再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項を確認した上で、承諾の可否を判断しております。福島県におきましては、業務の全部または主たる部分の再委託を制限するとともに、再委託に当たって事前承認を求める取扱いがなされておりますが、本町におきましても、契約の相手方として選定した事業者が主体的に業務を履行することを基本としており、必要に応じて事前に内容を確認した上で承諾する運用としております。このことから、基本的な考えは、本町も福島県と同様であると認識しております。

ご質問の３点目、再委託や履行確認に関する契約約款、仕様書の例規整備の現状と見直しの考えについて伺いますについてであります。再委託や履行確認に関する規定につきましては、現在、契約書において再委託の制限を定めるとともに、業務完了時には成果品の確認や検査を実施し、履行確認を行っております。一方で、再委託の範囲や承認手続、履行確認の方法等につきましては、契約内容に応じて個別に対応している状況であり、より明確な運用が必要となる場合もあると認識しております。このため、今後、他自治体の事例や国、県の取扱いも参考にしながら、契約約款の整備や仕様書における規定の充実について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） １番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君） ３点につき、それぞれ回答、答弁いただきありがとうございます。その中で、答弁いただいた中で、私ちょっと何点かご確認したいのがありました。まず、最初にありました１番目の中で、確認方法の中、受注後に対しては、受注者が工程表なり、そういった体制表とかを提出して確認はできているようですが、受注前、入札時というか、指名時に対しての確認方法というのは、具体的にはどのような形を取っているのでしょうか。多分入札参加届、そういったものだけでは体制等は確認できないと思うのですが、指名時に体制を確認する方法を教えてください。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

事前にとりますと、やはり指名参加資格の書類等で判断をさせていただいているというのが実態でございます。一方で、過去に同事業者の業務を発注をしていることが多々ございますので、そういった中でその事業者の履行能力、こういったものは判断をさせていただいているということでございます。一方で、その資格を有するに当たり、技術者等の人数等を見させていただいておりますので、当然ながらその事業を実施していく中での体制表というのですか、こういったものを想定しながらやっております。当然それが体制が構築できないということであれば、契約の締結には至らないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 1 番、西本久雄君。

○1 番（西本久雄君） 私もそうだと思います。過去の事例に基づき、実績に基づき確認するしか事前の確認というのは多分取れないと思います。なお、受注時において書類の提出等を求めて、初めてそこで相手先がちゃんと確認できるというのは現実的な問題かなと思っております。

あと、先ほどの最初の答弁の中でのあった一定の要件という事項については、具体的には業務いろいろありますが、そういったものは発注時、例えば入札通知を出したときに一定の要件というのは示されているのでしょうか。また、それは適宜決められているのでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

広野町において、入札に参加を希望する事業者向けに申請書類等の提出要領というものをお渡しをさせていただいております。その提出要領の中に入札参加資格という要綱がございます。その入札参加資格において、この基準を満たすものが入札に参加できますと、逆に言いますとこの基準に該当する方は入札参加資格がありませんという項目があります。これに該当する場合は、入札に参加できないということでありますので、それらを一定の要件という形で判断をさせていただいているといったことでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 1 番、西本久雄君。

○1 番（西本久雄君） ありがとうございます。分かりやすかったです。

次に、私前職、建設業でありました。その中で委託業務というものも何回か受注させていただいた中であります。ただ、今職が変わりまして、議員となりました。委託業務、建設業法とはまた違いまして、民法だけで行われています。請負工事であれば、建設業法、民法で守られている、もしくはそれに準じて契約等を行っていかなければいけないのですが、委託業務というのはもう契約書だけで行っ、守らなければいけないことを明記しなければいけないと思うのです。となると、先ほどこれから改善していかなければいけない点もあると述べられていたの、これ以上はないと思うのですが、再委託について、今明記されている契約書ではないのかなと感じています。そういった

ところは、今後改善をしていかなければいけない点だと思いますが、町長、いかが思いますか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の点はあろうかと思います。一方で、国において公共調達の適正化ということで一定程度、委託業務においても制限を、制限というか、規定を設けてございます。その中で例えば一括再委託の禁止であるとか、再委託を承認する上での内容というものが記されておるわけでございます。そういったところを我々といたしましてはしっかりと確認をしながら、委託業務の発注を行っているといったところでございます。今議員ご指摘の部分において、なかなか工事請負と委託ではちょっと違うのではないかなというようなご指摘でございますが、事業の中身等をしっかりと見た中で、今ご指摘にいただいているような改善も図りながら、加えて国や県等の審査の在り方、こういったところも我々もしっかりと共有しながら発注に向けてはやっていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 1 番、西本久雄君。

○1 番（西本久雄君） ありがとうございます。直近で、先ほど高木議員のバス運行の中でも業務委託という言葉が出ました。長年行われている、町の中でも業務委託ということは多々あると思います。これはもうなくすということはある得ないので、そういった中できちんとそういった書類整理、確認等は、事前にできるものは責任体制とかそういったものもきちんと、長年やっていたから大丈夫という契約書ではなく、これからはきちんとしたものをちゃんと準備していくべきではないかと私は思います。町長、いかがですか。これから整備していかれますか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほども回答でも触れてございましたけれども、まだまだ足りない部分はあろうかと思います。議員ご指摘のとおりだと思っております。ここはしっかり改善をして、当然よりよい契約書に、あるいは仕様書等の明記につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 1 番、西本久雄君。

○1 番（西本久雄君） ありがとうございます。委託業務は、行政サービスやっていく中で欠かせない要素ではあると思います。そういった中で、ふわっとしたもので業務を行っていくのではなく、きちんとした形で、誰が行って、誰が責任を持っているか、そういったものが明確にされていくほうが私はいい方向だと思われま。また、福島県に、ちょっと私質問の中では入れたのですが、福島県に必ずしも準拠するのではなく、一度それを広野町の形に落とし込んでみて、地域の現状、また職員の体制、人員の多さが全然県と町とで違いますので、必ずしも県の委託の契約がすばらしいの

ではなく、広野町に合った形の契約行為を行っていくことが私は正しいことだと思います。それがひいては町がいい調整を行っているという判断基準になっていくのではないかと思います。先ほど高木議員の中とか渡邊議員の中でも、透明性とかそういった言葉が、入札とかそういったことが町長の答弁の中で何度かありました。そういったことが確保されるためにも、私はこういう簡単な委託契約ではありますが、正しい形、きれいな形でやっていくべきだとは思いますが。

また、ちょっとこれは最後になりますが、併せてなのですが、業務委託、いろんな業種あります。ただ、設計とか工事、各種の業務委託なのですが、そういったところ、必要な専門的知見を有する体制、専門的に監督できる人というの配置していくべきではないかと思います。どうしても今は各課において判断しているとか、それぞれが契約行為について判断しているとなっているのですが、やはり適切な判断ができる人が1人ないし課であってほしいと思いますが、人員がいないのでしょうから、ただあるべき形としては専門的な人が1人は配置していたほうがいいと思いますが、町長、いかが思いますか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員ご指摘いただいたとおり、先ほどもちょっと答弁でも触れておりますけれども、なかなかやっぱり職員が、そういう技術者を雇おうと思っても雇い切れていないという実態がございます。一方で、今年度4月から機構改革を実施して、建設課にこういった専門技術的な要素の係、課を統合させていただきました。そういった点が1つあるのと、もう一点が任期付ではありますけれども、任期付職員の中で専門的技術を要する方を今回4月から採用ができております。ですので、新卒の職員採りたいのですけれども、なかなかそこ難しい部分においては中途採用という形にはなりませんけれども、社会人枠であるとか、あるいは任期付の形で技術を有する方を採用して、そういった方を専門職として配属するといったことは現在もやっておりますし、今後もそこは力を入れてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 1番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） 新採用はなかなか難しいとは思われます。ただ、専門的な知識を有する方となると、新採用というより社会人枠とか任期付職員とかそういった形になるとは思われます。最初の1番目にありましたけれども、入札時、指名時に確認するとして、その会社の実績があったとはいえ、今それが判断できるかどうかというのは、やはりそういった専門的な人がいないと判断もしづらいと思います。私はどうしても建設畑でしたので、今建設業に例えて物を申していますけれども、その業務に対して知識を有する人がある程度判断をしないと、その事業者ができるかどうかは判断できないと思うのです。それらを各課で今行っていると、統一した書式がないので、ばらばらなことが今行われているのではないかなという不安だったのです。それよりは、ある程度いろんな

業務に携わった方がそういった部署なり責任を持つ契約行為に携わる係としていてもいいのかなと私はちょっと思いましたが、町長、いかがですか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） 先ほどの答弁とちょっと重なるかもしれませんが、まず今議員ご指摘いただいているとおり、専門的な知識を有する方については、引き続き社会人枠やそういったところも活用しながら採用に向けて進めていくといったところがまず1点ございます。一方で、先ほどもちょっと触れましたけれども、機構改革をして、そういった意味で事業系を行う課というものは、同じ業務であれば一つの課に統合していくというのが正しいやり方だろうということで、そういった点で今回建設課のほうに統合させていただいた経緯がございます。

一方で、委託業務となると、これいろいろ様々ありまして、インフラ工事を業務委託するから委託工事になっているという、議員ご承知のとおり昔は草刈りは工事でありましたけれども、現在委託業務になっていたりと、そういったようなものもあれば、事業計画をつくる計画書、計画業務を行う全くのソフト業務の委託業務というのもございますので、その業態に合わせた形での契約方法、そういったものが必要になってくるというふうに認識をしています。当然全部を賄えるようなものであればいいのですけれども、委託に関しては幅広い業務内容になりますので、これについてはやはり事業の内容に応じた契約の方法というのは取らざるを得ないのかなと思います。一方で、基準となる部分においては、当然同じ目線で見なければいけないのですが、そうならない部分も多々ありますといったところは申し上げておきたいと思っております。その上で、同じ業務をしておきながら、どこどこの課ではこういう契約で、どこどこの課ではまたちょっと違った契約だったというようなことにはならないようにしっかりと努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 1番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） ありがとうございます。業務委託なんていうのは、本当に各課においていろんな業務があると思います。その中で基準をしっかりとつくっていただいて、仕様書とかそういった形で各課の色をつくっていった、適切な形の契約行為が行われていくことがいい、すばらしいことだと思います。それらが品質管理確保につながり、また町民の方の生活のインフラだったり、サービスの向上につながることになるのではないかと私は思って、今回の質問はこれで終わりたいと思います。

次に、2番目の質問に移りたいと思います。ちょっと待ってください。それでは、2問目です。スポーツ拠点を生かした地域経済とにぎわいの創出について。J ヴィレッジ及びニツ沼総合公園は、本町におけるスポーツ交流、観光、レクリエーションの拠点として重要な役割を担っており、総合振興計画においても交流人口の拡大や地域活性化につながる施設であると認識しています。また、インターハイなどの大規模大会の開催やスポーツ合宿の受入れは、交流人口の拡大や地域のにぎわ

い創出につながる重要な機会であると考えています。一方で、こうした機会を一時的な来訪にとどめず、宿泊、飲食、周遊、滞在など地域内での消費や経済循環につなげていく視点も重要ではないかと考えます。その上で、以下について伺います。

1、J ヴィレッジ及びニツ沼総合公園の利用状況について、利用者数や大会、合宿などの受入れ状況を含め、町はどのように把握し、交流人口の拡大につながっていると認識していますか。

2、インターハイなどの大会やスポーツ合宿の受入れについて、宿泊、飲食、周遊など地域経済への影響を町はどのように捉えていますか。また、町内事業者との連携も含め、スポーツ交流を地域経済や町内消費につなげていくことについて、町の考えを伺います。

3、J ヴィレッジとニツ沼総合公園の連携による周遊や滞在時間の延長について、現状の取組と認識を伺います。また、施設連携や町内事業者との連携も含め、スポーツ交流を地域経済の循環や継続的な来訪につなげていくための今後の考えを伺います。

町長、お願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君） ご質問の2番目、スポーツ拠点を生かした地域経済とにぎわい創出についての1点目、J ヴィレッジ及びニツ沼総合公園の利用状況について、利用者数や大会、合宿等の受入れ状況を含め、町はどのように把握し、交流人口の拡大につながっていると認識していますかについてであります。J ヴィレッジの利用状況につきましては、各種大会の主催者等からの共催依頼や後援申請をはじめ、各種報道等により、各種大会の開催状況を集計し、把握をしております。また、ニツ沼総合公園につきましては、指定管理者である広野町振興公社から、来園者数、パークゴルフ場をはじめ宿泊施設、体育館等の利用状況、各種イベントの開催件数などの報告により把握をしております。町は、その他各種イベント、スポーツ大会、合宿等を含め、本町を訪れた方々が、再び訪れたいと思える環境づくりを進めることで、交流人口のみならず関係人口の創出にもつながるものと考えております。

ご質問の2点目、インターハイなどの大会やスポーツ合宿の受入れについて、宿泊、飲食、周遊など地域経済への影響を町はどのように捉えているか。また、町内事業者との連携も含め、スポーツ交流を地域経済や町内消費につなげていくことについて、町の考えを伺いますについてであります。インターハイをはじめとする全国規模の各種大会や合宿の受入れにより、選手や役員、保護者の応援など、数多くの関係者がJ ヴィレッジ及びいわき市や双葉地域の宿泊施設を利用しており、町内においても宿泊需要を生み出していると考えております。また、各種大会や合宿の期間中、選手及び関係者が町内の飲食店や商店、宿泊施設での食事の提供、弁当等の注文により、町内消費の

向上につながっていくものと認識をしております。加えて、飲食店や宿泊施設における食材調達を町内産とすることにより、消費拡大につながると期待するものでございます。直売所の運営の充実にも尽力していきたいと考えております。今後も、Ｊヴィレッジをはじめとする関係機関や町内事業者との連携を強化しながら、スポーツ交流を地域経済の活性化や持続的な交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

ご質問３点目、Ｊヴィレッジと二ツ沼総合公園の連携による周遊や滞在時間の延長について、現状の取組と認識を伺います。また、施設連携や町内事業者との連携を含め、スポーツ交流を地域経済の循環や継続的な来訪につなげていくための今後の考えを伺いますについてであります。Ｊヴィレッジ及び二ツ沼総合公園は、本町のスポーツ交流や観光振興を支える重要な拠点であり、交流人口の拡大や地域の活性化に大きく寄与していると認識しております。現在、両施設を訪れる方々に対し、町内イベントや観光情報等の発信を行うことで、町内周遊の促進に努めておりますが、さらなる滞在時間の延長や消費機会の創出には、施設間の連携強化が必要であると考えております。そのため、Ｊヴィレッジを訪れたスポーツ関係者や観光客が二ツ沼総合公園パークゴルフ場や町内飲食店、商業施設などを利用できるよう、情報発信の充実や受入れ態勢の強化を図るとともに、イベントや体験プログラムなどの連携について検討してまいります。今後は、Ｊヴィレッジと二ツ沼総合公園をはじめとする町内資源を結びつけることで、訪れるだけの町から、滞在し、再び訪れたい町への発展を目指し、地域経済の循環と持続可能なにぎわい創出に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） １番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君） ありがとうございます。せっかく今回私、これ質問したの、インターハイもありますけれども、長年ずっとＪヴィレッジはあそこに存在し続けて、広野町もしくは檜葉町とも関わっていますが、せっかく全国的なああいうスポーツ施設があり、交流がないというよりは、広野町とＪヴィレッジの関わり方が少し希薄に感じるような一面を感じ取れました。なぜなのだろうとは思いますが、やはり県の施設であり、県が運営しているところでもある。一町村との付き合いは、公平に行っていかなければならないとは思いますが、少し残念だったのはやはりＪヴィレッジへ行くと、お土産売場には広野町のものがない。これはかなり残念なように思いました。それを踏まえて、私こういった質問をちょっとつくってきたのですが、今後インターハイ開催するに当たって、檜葉町、広野町、両町に存在しているＪヴィレッジにおいてインターハイが行われていきます。これをきっかけに、Ｊヴィレッジともう少しコミュニケーションなり、それをもっと強く取って、うまく利用して、利用してという言い方は少し語弊がありますが、Ｊヴィレッジとよい関係性を持って、広野町により良く、より多くの人に来てもらえるような仕組みを、関係性をつくっていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘をされました点について、私も職員時代、特にＪヴィレッジと関係の深い業務を長年経験してきたこともありまして、そういった点でちょっと発言をさせていただければと思います。以前ですと、Ｊヴィレッジができて、そのときは全国のクラブユースの大会がございました。Ｕ１５、Ｕ１２という大会です。中学生以下と小学生以下の全国の様々なクラブチームが全国一を目指す大会というものがＪヴィレッジで長年定期開催をされてきました。このときには私も当時担当者でありましたが、立地町であります檜葉町と広野町、両町からこの大会を成功させるべく、毎月会議を開催して、そしてさらに参加者に対して両町から参加賞を全参加チームにお渡しをしていました。そういった関係性もございました。加えて、２００２年には、間もなくサッカーのワールドカップの２０２６年大会が始まりますけれども、２００２年はご承知のとおり、日韓の共同開催でワールドカップが開催されました。このときも私は当時担当者でありまして、Ｊヴィレッジにおいて実行委員会を組織する形で、当時は県、そして広野町、檜葉町、立地町が実行委員に名を連ね、そしてＪヴィレッジの関係者等が入った中で実行委員会を組織し、アルゼンチンの合宿を支えた経緯がございます。その後も、事あるごとに広野町と檜葉町はＪヴィレッジ振興において様々な情報を共有しながら業務を行ってきた経緯はありましたが、震災後になりますけれども、広野と檜葉町、Ｊヴィレッジにおいて、このＪヴィレッジの利活用に関する検討するような場がなくなってしまい、なかなか疎遠になってしまったといったところもございました。そんな中で、それを私としてはやはりそういうことではまずいということで、実は今年１月から、広野町、檜葉町、Ｊヴィレッジも含みますけれども、連携会議というものを再開をさせております。企画部局が担当となりますけれども、再開をさせ、そして両町において共同歩調でＪヴィレッジと共に観光振興をしっかりとやっていこうということで動き始めたところでございます。

加えて、今ご指摘いただきました広野町の産品がないと、なかなか広野町内においても町の産品と言われるものが売られていないというような現状にございます。これらも打破していきたいというふうに私も考えておりまして、まずは現在手元にある商品としまして、みかんジュース、みかんサイダーというものがありますが、これらについてはＪヴィレッジのほうに置かせていただくように今話を進めておりまして、間もなく準備できるのではないかなというふうに思っております。一方で、まだまだそれでは足りませんので、今後農業振興課を中心に、町の特産品の開発、これを進めてまいりますので、もうちょっとお時間いただきますけれども、そこについては議員ご指摘いただいているとおり、町といたしましてもしっかりと力を入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） １番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） とても前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。私も震災前のイメージでどうしても持っております。アルゼンチン代表だったり、日本代表がしょっちゅう来るようなＪヴィレッジでした。そのたびに、私その頃は商工会青年部とかに所属していましたが、呼ばれてイベントの手伝いとかそういったものが、やっぱりＪヴィレッジは近い存在でした。確かに震災以降、Ｊヴィレッジは遠い存在となっております。感じ方としては、Ｊヴィレッジがある広野町です。広野町にはＪヴィレッジがあるという前向きな言い方ではなく、ただＪヴィレッジがあるという広野町です。ただそこにあるだけのものと認識に震災以降は感じています。町長が今１月からそういった動きをされているというのは非常にうれしく思います。ただ、今度二ツ沼との連携性も確保して欲しいです。まして、二ツ沼、そこからどんどん広がって町内に、Ｊヴィレッジを訪れた人が町内に周遊してくれるような、そういった仕組みづくり、目玉づくり、そういったものも企画していくべきではないかと思います。町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えいたします。

非常に重要なご意見だと思ってございます。私も同じ思いであります。今おっしゃるとおり、Ｊヴィレッジは年間50万人の集客があると、そういった中で、では広野町がどれだけの交流人口があるのだというと、まだまだ足りない状況であります。やはりＪヴィレッジに来た方が広野町に寄っていただいて、そして最も近い場所であります二ツ沼総合公園、ここで広野町、いいところだなと思ってもらう、これがやっぱり今後の広野町に訪れていただくための一番の近道であると思っています。そんな中でなかなか、Ｊヴィレッジに行きました。そのまま帰ってしまいました。あるいは二ツ沼に行ったのだけれども、何だかあまり面白くなかったと、ただ芝生広場があったと。我々は、その芝生広場が一番の売りだと思っているのですけれども、やはり年齢層によっては面白くないと思う人もいるのかもしれない。そういった点、何とか打破していくためには、やはり今求められている部分としては、やっぱり公園、スポーツ公園あるいは総合公園としてやっているわけですから、そこで何か体験ができるとか、あるいはおいしいものが食べられるとか、そういったようなところがやっぱり必要なのだらうと思っています。これについても、経営をする広野町振興公社がございますので、振興公社と共に新たな改革を進めていきたいと考えております。振興公社の経営体制についても、しっかりと刷新をしながら、新たなステージに入っていけるよう取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） １番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） ありがとうございます。Ｊヴィレッジに来た方が二ツ沼の合宿の宿泊まって、公園の魅力を感じていただいて、さらに広野町というものに興味を抱いてもらって周遊していただく、滞在していただくというのは理想的な形です。ちょっと少しだけ気になるのが、若干質問の趣

旨とは外れないと思うのですが、残念ながら町長の思いでの緑の芝生という点についてです。残念ながら現状、公園の芝生は目も当てられない状態とまでは言いませんが、剥げているところがありとあらゆるところで見受けられます。そういった中で魅力づくりというのはちょっと限界があると思います。やはり見栄えのする、今の言葉で言うならばえるような公園、きれいであるべき公園が、現状芝生が剥げたとか、壊れている施設があるとか、そういったものがある中では魅力づくりとはいかないので、そういったところもやはり注意していかなければいけない点だと思います。それはもちろん株主である広野町、また指定管理されている振興公社、これ共にやっていかなければいけないことだと思います。そこは良好な関係を持っていただいて、適切なコミュニケーションを取って、先日委員会で視察もしました。バーベキュー広場が悲惨な状況になっているのも見ています。あれはもう連絡不足ではないのかなと思うのですが、至らぬ点が多々見受けられます。せっかくそういった町長の方針、思惑があるのであれば、そういったところに目を向けて、今後二ツ沼公園のほうもきれいにしていくべきではないかと思います。町長、いかがですか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

二ツ沼総合公園、私も職員時代に何度か利用拡大といったところで、時の首長に、町長に示されながら改善策を練ってきたことがございます。ご指摘いただいている点については、これも職員1人とか、あとは町長の考えとか、これだけで、あれだけの施設ですから、30年以上様々な首長あるいは職員が手を入れて、これまでになってきた施設であります。多額の公費も入っております。そういった意味では、やはり思いつきで何かをするということは私は適切ではないと思っていますので、多くの方のご意見を聞きながら、どうあるべきかということはしっかりと議論して、そしてそれを実行していきたいと思っています。今年度において、政策企画課が陣頭指揮を取る形で二ツ沼の公園の検討委員会を開催し、そして今後の方向性というのはつけていきたいと考えております。議員ご指摘のバーベキュー広場の悲惨な状況というのですか、これについては非常に反省すべき点だと思っていますので、そういった点の改善等も議論されればよいなと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 1番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） ぜひそういった場で議論していきたいなというよりは、もうしてほしいです。もうしてください、それについては。

先ほどから申しましたJヴィレッジから二ツ沼を訪れる人に、一番広野町の近い施設になりますので、広野町のあれシンボルにもなっている公園なので、広野町にあの公園あるよねという声はいわき市の方からも聞こえてきます。そういった中で、やはりそういう整備は必要だと思われますが、計画性のある整備だと、私もそうしてほしいと思っています。それに踏まえてですが、町内に来

ていただいた方、またそういったところに町内事業者との関わり合いも、検討委員会等にはそういった方のご意見等も聞く姿勢を持っていただきたいなと思っております。広野町で事業所を持っている事業者の方、広野町、みんな好きなので、何とかしたい、そういう思いを持っていますので、協力はしてくれるはずです。ただ、その熱量が伝わりづらい関係性となっているのかなと感じています。そういったところを今後、これからつくっていく町づくりでは見直していただきたいなと思います。

これで私の質問のほうを終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（渡邊正俊君） これで1番、西本久雄君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の5名であります。

これで一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 以上で今期定例会第1日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前9時から会期2日目を開きます。ご苦労さまでした。

（午後 2時53分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 渡 邊 正 俊

署 名 議 員 高 木 光 雄

署 名 議 員 西 内 玄 太

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 8 年第 2 回 広野町議会定例会会議録（第 2 日）

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 6 号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 7 号 広野町原子力災害による被災者に対する令和 8 年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 8 号 広野町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 9 号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 0 号 広野町農産物加工施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 3 2 号 令和 8 年度広野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 3 3 号 令和 8 年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号 令和 8 年度広野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 令和 8 年度広野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（8 名）

1 番	西	本	久	雄	君	2 番	渡	邊	忠	義	君	
3 番	高	木	光	雄	君	4 番	渡	邊	正	俊	君	
5 番	西	内	玄	太	君	6 番	北	郷	伯	弘	君	
7 番	遠	藤		浩	君	8 番	門	馬	ま	り	え	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	小	松	和	真	君
副町	長	鯨	岡	公	一	君
教 育	長	根	本	良	政	君
参事兼総務課長		遠	藤	義	宏	君

参事兼 政策企画課長	加	賀	博	行	君
農業振興課長	黒	田	泰	将	君
参事兼建設課長	飯	島	洋	一	君
参事兼 環境防災課長	松	本	周	次	君
健康福祉課長	金	子	一	隆	君
こども家庭課長	北	郷		功	君
町民税務課長	林		澄	子	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
教育次長兼 学校教育課長	佐	藤	尚	文	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	渡	辺		駿	君

○開議の宣告

○議長（渡邊正俊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回広野町議会定例会第2日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邊正俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

6番 北 郷 伯 弘 君

7番 遠 藤 浩 君

を指名いたします。

○議案第26号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（渡邊正俊君） 日程第2、議案第26号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（小松和真君） 議案第26号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和7年度行政機構改革検討委員会の提言に基づく各課所管業務の見直しに伴う課名変更により、令和8年4月1日付で課設置条例を改正したことから、関係する条例について一括して所要の改正を行うため、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第26号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議案第27号 広野町原子力災害による被災者に対する令和8年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について

○議長（渡邊正俊君） 日程第3、議案第27号 広野町原子力災害による被災者に対する令和8年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第27号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災に伴う原子力災害の被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料についての減免措置を講ずるため、新たに条例を制定するための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第27号 広野町原子力災害による被災者に対する令和8年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議案第28号 広野町行政手続条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第4、議案第28号 広野町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第28号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、行政手続法の改正に伴い、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第28号 広野町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議案第29号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第5、議案第29号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第29号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和8年度の国民健康保険税を賦課するに当たり、税率の変更及び軽減額の改定に加え、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う子ども・子育て支援金分の賦課を令和8年度から開始するため、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

（町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第29号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議案第30号 広野町農産物加工施設条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第6、議案第30号 広野町農産物加工施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(渡邊正俊君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小松和真君) 議案第30号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該施設の管理者について、指定管理者に限定していた規定を見直すため、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、農業振興課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(渡邊正俊君) 農業振興課長。

(農業振興課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、遠藤浩君。

○7番(遠藤 浩君) 今回改正ということで、緩和したのですというような説明であったかと思えます。この見直しをしたことによって、この加工場、加工施設ですか、今後どのように使われていくというか、変わっていくのかという、その辺をちょっと説明をいただきたいなというふうに思えます。

○議長(渡邊正俊君) 農業振興課長。

○農業振興課長(黒田泰将君) 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

今後の利用方法等につきましては、現在販売目的以外の方で使用していただいているような状況ですけれども、後々は生産者の方々による組合等を立ち上げて、加工販売とかそういった方向にしていきたいと考えておりますけれども、現状としてなかなかその母体が今ないので、そういった育成をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(渡邊正俊君) 7番、遠藤浩君。

○7番(遠藤 浩君) ありがとうございます。施設ずっと我々産業厚生の方でも現地視察ということで見させていただきました。設備等も整備はされているのですが、なかなか使用されていないと。そういったものを広く、新たなものも加えて使用していくという中での考えと改正かなというふうに思いますので、しっかりそういった先をまとめていく中で進めていただきたいなというふうに思います。了解しました。

○議長(渡邊正俊君) そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。
議案第30号 広野町農産物加工施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議案第31号 工事請負契約の締結について

○議長（渡邊正俊君） 日程第7、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（小松和真君） 議案第31号の提案理由を申し上げます。
本案につきましては、広野町役場新庁舎空調設備改修工事（Ⅱ期）の入札を去る5月27日に執行
いたし、北関東空調工業株式会社が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案
であります。
詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるよう
お願い申し上げます。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。
（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。
3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 1点だけ。

今、この工事に関して最低制限価格制度を設けて、今回初めてかもしれませんが、通常我々建設したときはどぼんということで最低価格の基準があって、それから下を入れて落札されなかったのが株式会社オーム電気ということなのですから、今回この制度を導入したことによって、そういう1者最低価格を入れたということに関して、この制度を取り入れたことを、こういう結果になったのですけれども、その辺、町長、どういうふうに思いますか。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（小松和真君） 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

これまで最低制限価格を使ってこなかった当町でありますけれども、今回導入した理由につきましては、先ほど総務課長からも話がありました。昨日の一般質問等でもお話をしたとおり、まずはダンピング受注を防止するといったところが第一義であります。そしてまた、昨今の物価高騰等、資材が高騰している状況にあって、不正な受注によって、不正と言わなくとも暗に安く受注することで、そのしわ寄せが受注者から発注者、あるいは部品の調達者、下請、そういったところに悪い影響が出る可能性がある。これを防ぐという目標において実施をしたわけでありますので、私といたしましては、今回しっかりとそういった周知をした中での入札でありましたので、今回1者が最低制限価格を下回ったわけではあります、その額というものは総額からすると僅かなところでありまして、そういった意味では慎重な積算が行われた結果の入札だったかなという評価ではあります。そんな中でも、町が設定した最低制限価格、あるいは落札者というものについては想定の範囲だったのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 承知しました。こういったこういう制度を設けて、そしてある会社がこういうふうにして落札できなかったということは、やはりほかの自治体、あるいはこういう建設会社とか、いろいろ設備会社等がこういう、いろいろ業界の新聞等にも大きく出されますから、広野町でもきちんとそういう制度を用いてやっているということを認識されたと思いますから、今後もこういった工事に関しては適切にやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 1つ。

今回、最低制限価格制度を導入してということですが、金額が大きい小さいにかかわらず、入札に関しては今後庁舎内各課こういった形で行っていくという理解でよろしいのでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

こちらの工事につきましては、さきにご説明をさせていただいておりますが、今回は設計額で500万円以上の建設工事ということで設定をすることとしております。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 500万円以上の設定でということですね。こういった入札される業者さんが多ければいいのでしょうかけれども、かといいいながらもなかなか、そういった性格性もあって、入札に参加する会社さんが少ない場合もあると思います。要は入札かけても1者しか来ないとか、そ

ういった状況下の中で、この最低制限価格というところを500万円以上であってもそれで実施するのでしょうか、同じようにした場合に、要は選定する会社といいますか、仮に1者しかなくてもこの制度の中で今後は継続していくということによろしいのでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、たとえ1者であっても実施はしていく考えでございます。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） ありがとうございます。きちんと基準といいますか、そういった中で統一されて、広野町としてはそういった制度の中でやっていくのだということが各課共有されていれば、それはそれで問題ないのかなというふうには思います。ただ、先ほど1者失格というところになっていますけれども、確かに不当な単価といいますか、そういった中で取ること自体、ちょっとこれはよろしくないわけでありまして、当然民間企業ですから営業努力という中で価格を抑えようと、そういう動きは当然あるわけでありまして、そういった中でのすくい上げではないですけれども、しようとして当然役場サイドからは入札に関しては条件として出すというところでしょうか、そういった中で導入する機材、そういった仕様に関する統一性というものはしっかり打ち出されていて、その評価というものもやっぱりしっかりしておかないと、恐らく失格した中の業者さんのほうでは納得いかないというような話にもなろうかと思しますので、その辺の基準のほうはしっかり定めた中で各課共有していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の工事に当たりましては、まず工事の閲覧の際に、入札資料の閲覧の中で工事のそれぞれの単価のほうも指名事業者さんのほうに公表をしております。あと、その工事の単価の設定に当たっても、福島県の土木建築関係事業単価表、県に基づきまして、そちらのほうでそれにのっとって設計もしておりまして、適正な積算をした上で、その単価も公表した上で今回の入札のほうを行っております。こちらの今回最低制限価格を下回ってしまった事業者さんのほうは、どちらかというと公共工事をあまり多くやっていない事業者さんのようで、ただ昨年度の町の空調設備のほうは受託はされている事業者さんなわけですが、そういったところで最低制限価格の制度の周知等も前もって町のほうではしておりますが、その辺の社内での積算のほうでちょっとうまく積算がいかなかったのかなと町としては解釈をしております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 1番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） それでは、私のほうから1点。

これ入札額、落札額が書かれていますが、今回これ最低制限は書いてあります。ちなみにですが、

落札率は何％でしたか。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） 1 番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

今回の落札率につきましては、94.8％となっております。

○議長（渡邊正俊君） 1 番、西本久雄君。

○1 番（西本久雄君） ありがとうございます。今回から、今年度より最低制限価格を設けて広野町では運用していくということでした。県の準拠に倣うとするのであれば、最低制限価格、これについては直工、間接費、一般管理費、その他もろもろの経費、こちらそれぞれ制限価格というものが割合で設けられているはずですが、ちょっと気になったのが、今回落札された業者さんの金額でいくと、最低制限から300万円程度しか変わらない、1 億2,000万円に対しての300万円しか変わらないのです。最低制限価格を設けたときに総額で設けたのか、県の制度に倣って設けたのかが気になります。というのは、直接工事費だけ下がっている、または間接費で上がっている、下がっている、ダンピング防止という観点からいくのであれば、総額だけではなく直工、それぞれ経費等でいかないとぎりぎり過ぎて、1 億円に対しての300万円なんて何とでもなってしまうようなのです。ちなみに、広野町、運用するに当たっては、県のそういったところは確認されていますか。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほども県等に倣って積算をしておりますというようなことを申し上げておりますが、今回も国が推奨しております中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルといったもの、こちらのほうが全国的にも一般的に設定されているものでございまして、それに基づきまして、本町におきましても最低制限価格を算出するに当たっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を全て個別に計算した上で、それを合わせますと、この設定範囲が予定価格の10分の7.5から10分の9.2ということで、簡単に申し上げますと75％から92％の範囲内に収めるのですよという基準があるわけですが、その範囲内で収めて計算をした最低制限価格を採用して実施をしております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 1 番、西本久雄君。

○1 番（西本久雄君） 今回改めて広野町ではこうやって設けたわけです、目的があつて。品質の確保または著しい低価格入札を避けるために。福島県の中では公表されています、最低制限価格を。低入札防止のためのページというものがあつて、それは公表されているものなのです。それに対しても、直接工事費は先ほどおっしゃられた数字、七十何％から九十何％までで入れてください、これを下回った場合には低入札になりますとか、そういったものが明記されています。広野町でも今後こういったものを明記した上で入札に臨む姿勢とかしていかなければいけないとは思いますが。今回そういった確認がされていて、最低制限ぎりぎりの金額ではありますが、受注されたという認識

でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えします。

今回の最低制限価格につきましては、設定したことを町のホームページ等でも公表しておりますし、入札の指名通知の中にも最低制限価格を導入して実施しますということは前もって指名事業者のほうにはお伝えした中で実施しております。今回の落札額につきましては、町としては適正な価格で落札をされたという認識を持っております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今回の改修工事につきましては、2050年、ゼロカーボンシティに基づいた改修工事かと思うのですが、これらについて、目的の後段に出ておりますが、町民、事業者に対してのモデル的な脱炭素になっていきますよということなのですが、これ結局これだけの費用がかかっているわけですから、町としてそういう改修をしたならば、町民、その他の外部においても、こういう施設になりましたとか、そういうこともやっぱり事前に皆様に報告というか、お知らせすること、ということもやっぱり大事な要素の一つになっていくのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

今回の役場庁舎の空調機器の改修工事につきましては、昨年に引き続き2年がかりの工事ということになりまして、今年度で完了する予定でございますので、そちらのこの工事が完了しましたならば、今議員がおっしゃったようなことも町民の皆様にも周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第31号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 令和8年度広野町一般会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第8、議案第32号 令和8年度広野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第32号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ2,205万9,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、地域振興対策費、農業振興費、農地費、林業振興費、公共下水道費、公民館費の増額計上のほか、4月1日付職員の人事異動に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び財政調整基金繰入金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 次に、町民税務課長。

（町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 次に、政策企画課長。

（参事兼政策企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） こども家庭課長。

（こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 次に、農業振興課長。

（農業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

（参事兼建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりましたが、皆さんにお諮りいたします。

ただいまの時間は10時23分です。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時23分）

○議長（渡邊正俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わっております。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

1番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） それでは、10ページ、11ページ、2款7項2目、二ツ沼総合公園のほうのドッグランの件についてですが、こちら予算の中で備品購入費として230万円ほど見ております。ドッグラン整備というのは初耳だったのですが、230万円ほどの予算でいくと備品購入という形になっています。これ園内に備品を置くという認識なのでしょうか。ドッグラン整備だとすると園外に置くと思うのですが、200万円程度の備品購入だと園内に置くというふうに見えるのですが、場所等見当がついているのであればお話をお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 政策企画課長。

○参事兼政策企画課長（加賀博行君） 1番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

予算書13ページの備品購入費236万2,000円の問いただしにつきましては、備品購入費として計上しておりますのは、園内に柵を設けて、フェンス代でございます。ということで、園内の場所を考えているのは、交通公園とふわふわドームの間の辺りのちょっと死角になっている部分、あまり利用がされていないようなところがあるのですが、そこにフェンスで仕切りをつくりまして、そこにドッグランという形で整備をしようということで、備品で上げましたのはフェンス代がほぼほぼです。資材ということで、備品ということで今回予算を計上しております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 1番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） 私、ドッグランとかそういったものについては、昨今の公園は結構みんな軒

並みありますので、よろしいかと思うのですが、今二ツ沼の現状でいくならば、あそこは今ペット禁止とかになっておりますね。そういった規定とかの見直しも必要ですし、また備品の購入だけで設置等の手間とかがこれには含まれているのかどうかもちょっと確認はできません。また、ドッグランについては、衛生面とか、あと周りに対しての配慮、こういったところを計画的にやってからすべきではないかなと。別にドッグラン自体を否定するわけではありませんが、ちょっとこれについては要検討が必要なのではないかと思われまます。その点について対策とか検討は行われているのでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 政策企画課長。

○参事兼政策企画課長（加賀博行君） 2点あったかと思います。まず、備品の中で、こちらはフェンス工事というお考えもあるかと思います。そういった点からのご質問かと思いますが、基本的に工事というより、先ほど申し上げたとおり資材のほうが金額的に大部分を占めておりますので、設置等もということで含まれている金額です。

また、様々今までは公園内ペット禁止ということでずっとやってきております。ただ、先日、ふれあいフェスタ、ゴールデンウィーク開催しましたが、やはり犬を連れてきている方いらっしゃってございました。そういった方もやっぱり公園に親しんでいただくというところと、ペットを連れて公園に行きたいという方もいると思いますので、そういったことを勘案して今回予算を計上したところです。議員おっしゃられたとおり様々に、ドッグランを設置するに関しては、周知もそうですが、公園と公社との打合せ等も当然必要になってきます。そこはこれから詰めていきたいと思っはいるところです。予算は先に計上させていただいているということでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 1番、西本久雄君。

○1番（西本久雄君） 先に予算のほうの計上ということで、設置においてはこれから検討し、場所もしくは運営の仕方、多分ドッグランを設置するに当たり管理する人が常時張りつきになってしまうかなという懸念も出てくると思います。昨日、私、一般質問の中で二ツ沼のことも若干触れました。その際、町長のほうでも慎重な整備のほうが必要だという旨もおっしゃっていたので、ドッグランは必要だと思いますが、その辺についても慎重な検討を重ねてほしいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 政策企画課長。

○参事兼政策企画課長（加賀博行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そういった部分も含めて、あとは1つちょっと懸念しているのは、やはりペットを飼っている方のマナーの部分もあると思います。そういったところも周知も含めて、町としてこの公園の中でのドッグランの整備に関する考え方等をしっかりまとめて、広報なり、周知なりしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 13ページ、すみません、ちょっと今同じです。2款7項2目、備品購入ということで、ドッグランですという説明でした。私は、特段反対するあれはないです。前からそういったものであるべきだというところで、公園という一つの運営の新しい形をまたしていくのだろうというふうに理解していますけれども、ただここにいる議員さん、多分今日初めて備品購入がドッグランのものだということ、説明の中で初めて分かったわけですが、今朝、今日の某地元紙に、既に議会ニュースとする中で議案として出されていたというところで、やかましく言うつもりはないですが、そういった中で情報管理といいますか、そういったところをどのようにこれまでも、あるいはこれからもしっかりそういったものの管理をしていくのだというところで、地元紙に載ったというところにおいてはちょっと町長のほうに見解のほうを聞きたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（小松和真君） 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員ご指摘のとおり、予算を作成するに当たりましては、当然議会の中で慎重な審議をされて、その中で決定すべきことでありますけれども、報道等において事前に予算科目等のご質問をいただいて、そこに事務的に回答している内容ということでございます。その回答する内容について、あくまでも事務的に答えていることでありますので、これについて何か特定の意図を持って報道機関のほうに公表しているというものではありませんので、たまたまそれが今回こうなったということであるのかなとは、ちょっと私もそこについては存じ上げない範囲なのでありますが、そうなのかなというふうに思っております。基本的には、何か意図を持って公表しているのではなくて、報道機関から事務的な手続としてご質問いただいた点について回答させていただいているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 意図的ではないということで、それは十分理解できます。これまでもそうですけれども、議案として新聞のほうに載るというところでのインパクトといいますか、そういった中で我々事前にそういった話等は聞いていませんので、当然議場内でそういった話があるだろうというところで考えているわけなのですが、町長おっしゃるように、そういった事務的な手続、つまり当然片方も報道という中ではそういったものを広く確認をして載せるというのは、これは仕事でありますので、そういった中での報道努力といいますか、そういったものであるというところは一応理解できますけれども、そういった情報の管理といいますか、そういったものは今後引き続き厳格に行っていただきたいというふうに思います。

すみません、質問のほうです。これは20ページ、21ページ、6款1項3目18節で福島県就農者の育成事業の補助金ということで900万円ほど出ています。これは、実際にそういった育成をする方

が決まってのお話なのか、見込みなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 農業振興課長。

○農業振興課長（黒田泰将君） 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

福島県新規就農者育成総合対策事業補助金につきましては、新規就農者の方から県のほうへ相談がありまして、採択見込みというようなことでご連絡をいただいておりますので、今回補正として計上させていただいている状況です。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） ありがとうございます。希望されているというところで、これは就農者支援ということですので、人数なのか、そういった法人、あるいは規模なのかというところでいくと、これ単純に1人、2人という見方でよろしいのですか。希望されている方は何名で、例えば一個人として申請している、あるいは法人の中で申請している、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 農業振興課長。

○農業振興課長（黒田泰将君） ただいまのご質問にお答えします。

内容といたしましては、申請者がお一人新規就農者となっておりまして、機械機具等の購入費用の補助ということになっております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） ちょっと1点だけ。

6ページの18款2項1目の財政調整基金繰入金ということで、今回補正ということで873万9,000円を計上しているのですけれども、この財政調整基金の考え方なのですけれども、去年の予算ですと、それから今年に比べると3億円くらい少なくなっていると思うのですけれども、普通の一般のこういう家庭であれば、仕事をしたその収入があって、その収入のお金で大体月幾らを支払うということで、預金というのはそう簡単には一般の家庭では使わないようにしているのかなと思うのです。こういう町ですと、この財政調整基金繰入金というのが普通の一般の家庭だと普通使っている預金ということかなと思うのですけれども、この辺のお金、今回870万円計上しているのですけれども、これの使い方の根本的な使い方というか、そういうのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちら財政調整基金の考え方になりますが、この基金、今回は不足が生じたということで873万9,000円ほど取り崩しておりますが、これについてはあくまでも予算を調整するためのものという

ことで、余れば基金のほうに積みますし、足りなければ下ろして調整するというような、そういった性格のものでございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） それはある程度分かるのですが、ただこれを、確かに調整とはいえ、やっぱり予算を組むときに、国、県から幾らもらいます、あと自分の一般財源がありますということで、なるべく一般財源というか、そういうところからは使って駄目だということはないのですけれども、なるべく少なく圧縮しようとするのが通常の予算の計上の取り方かなと思うのですけれども、ここを何かどんどん、どんどん使ってしまったら、預金がどんどん、どんどん減ってしまうのではないかというような、ちょっとそういう危惧しているので、ちょっと質問したのですけれども、いかがですか。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりかと思っております。町のほうといたしましても様々に国、県等の補助金等も活用しながら事業のほうを進めておりまして、どうしても足りない部分を補うというものとして財政調整基金を活用していきたいと思っておりますので、今後ともその辺は基金の取崩しについても慎重に対応していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 1点だけお伺いします。

ページ数が20ページ、21ページの下段の6款2項2目12節の林業振興費の委託料の件なのでありますが、森林病虫害という、これ松くい虫の防除かと思われるのですが、この事業の充て方として、今後の事業としてはどういうふうな手法で取り組んでいくのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○参事兼建設課長（飯島洋一君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

森林環境交付金事業、病虫害等の防除事業については、議員おただしのように松くい虫等々の枯れた木を伐採していくというようなものでございます。これらについては、森林環境譲与税等も活用しながら実施した経緯もございます。そういった部分を調整しながら、森林環境譲与税のほうはある程度森を守るというところもあって、こういう交付金事業がない場合にはそちらを活用してきた経緯もございます、これまで。ただ、8年度については県からの補助金を活用しながら松くい虫の事業に当たっていくということでございますので、その辺の両方を捉えながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 大体理解はしましたが、大分この町内には松くい虫はかなり多い状況になっているのです。それで、この松くい虫の中の被害でも、道路沿いとかそういったところに対しては、我々も町民の方から、あそこなっているから早く伐倒してくれというふうなご相談を受けるのですが、それで今回いろいろ行政変えたので、直接建設課のほうに、こういう被害があるから来てくれませんかということを町民の方が窓口1つにしてこれらは言っているということは、建設課のほうに連絡すればいいのか、それによって伐倒はいつ頃になりますねとかというふうなご返事いただくとは本当ありがたいのですが、その辺どんなものでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○参事兼建設課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

窓口は建設課のほうで結構でございます。ただ、議員おただしのように、町内各所において松枯れ、ナラ枯れ等々、非常に山が荒れている状況もございまして、最近では倒木も多い状況でございます。道路等に支障がある場合には早急に対応するというようなことでございますが、ある程度少し時間の猶予があるような場合については、優先順位をつけながら今対応しているという状況でございます。昨年度も相当数松くい虫の除去、倒伐というのですか、そちらを行っておりますが、なかなか全てすぐに早急にできるというような状況ではございませんので、先ほどの答弁のとおり、緊急性、優先順位を考慮しながら今後も対応していきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） 私も1点質疑させていただきます。

12、13ページ、2款7項2目、細節の2ですか、備品購入費のところドッグランの柵の設置費用ということですが、以前からもそうですが、本定例会においても二ツ沼公園の設備に関しては扱い切れていないものもありますし、管理の行き届かないところもあるという現状が数件散見されているわけですが、そういった状況の中でこちらのほうを優先順位が高いと考えるのか、その理由も教えていただければと思います。

○議長（渡邊正俊君） 政策企画課長。

○参事兼政策企画課長（加賀博行君） 5番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、視察等いただいております、施設の老朽化の点と今回のドッグランの備品の予算の配分どうなのだというようなお話かと思います。まず、老朽化の部分に関しましては、至るところが老朽化をしていて、そこはある程度何らかの補助金を今後探さなくてはいけない、町単独ではとてもできないような状況になっているのはご承知かと思います。一方、今回の予算につきましては、昨日からのご質問等にもありましたけれども、やはり二ツ沼総合公園の活性化、また利用者の方の利便性を上げたいというところがございますが、ちょっと性質は若干違っておりますが、どちらが優先するかということでございますが、そういった観点ではなくて、今回は利用者の方について、ド

ッグランのほうを設置して、利用者の方が、たくさんの方が来て公園で楽しんでもらえるようにと
いうことで今回の予算を計上したものでございます。

施設の老朽化に関しましては、繰り返しになりますけれども、いわゆる大規模修繕が必要な部分
が多々ございます。そういった部分は決して先送りにしているわけではございません。補助金等を
探して、しっかり魅力ある二ツ沼総合公園にしていきたいという考えは変わってございません。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） ありがとうございます。施設の老朽化の修繕とは別の観点というか、考え方
によるものだというのですが、聞き方も変えて、そちらのほうはそれでいいのですけれども、も
し設置がされたとして、先ほど西本議員の質疑の中でもありましたけれども、管理者の振興公社さ
んのほうに管理というか、面倒を見てもらうような形で今後打合せ等していくというような中身か
と思うのですけれども、そちらのほうも、今度はさっきの修繕とはまた別に管理の話ですけれども、
管理自体も限られた人員でなかなか大変だという状況だとは思うのです。そういった状況の中で、
またこれ増やして、仕事増えてしまうのですかというところも思うのですけれども、人ではなくて
動物ですから、予測不能の動きもあるかと思うので、ある程度限られた人員の振興公社さんに面倒
を見てくれというふうにお願いするとしたら、現状の公社さんの人員で十分な管理ができると感じ
ていらっしゃるか確認します。

○議長（渡邊正俊君） 政策企画課長。

○参事兼政策企画課長（加賀博行君） 5番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理料が膨らむのではないかと、人員足りないのではないかとのご指摘かと思いますが、基
本的に公園の中にフェンスを設置して、飼い主さんが近くにいてというふうに考えておりますので、
それほど管理費がかかるとは思ってございません。高速道路のサービスエリアなんかでもフェンス
が囲ってあるようなところがあると思います。そういったところにわざわざ人が管理者として誰か
1人張りついているわけではないのです、考えられるとすれば、先ほど西本議員からの質問にも
ありましたが、回答にもしましたが、やはりペットを飼う方の認識、ふんの持ち帰りとか、そうい
ったところはしっかり周知をしていくというところで、町としての考え方をしっかり周知しまして
やっていきたいというふうに思っておりますので、人員が足りないとかそういったところは、現状
は想定はしておりません。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） それほど人員要らないのではないかとということなのですが、答弁の中でもお
っしゃっていただいているとおり、飼い主さんのモラルによって状況のほうは、そちらのほうは周
知でということなのですから、いつの時代もふん尿の処理をちゃんとしてくれとは言いつつも、

見かけなくなることはないではないですか。オールコントロールは無理だと思うので、定期的に掃除していただいたりとかというところは絶対に出てくると思うのです。それが大きい労働の負担になるかというところはいろいろ考え方はあるのかもしれませんが、一応了解しました。ご回答2回いただいたのですけれども、備品購入の予算を取ることは私は否定はしないのですけれども、ドッグランの設置自体は、先ほども質疑の答弁で、これから引き続き検討だったり、そういうのも続けていくというお話だったので、全て確定ということではないのだろうなというところでお察ししますが、あんまりいい予感がしないです。最後に確認したいのが、先ほどの質疑の中で、場所が交通公園とふわふわドームの間というか、あんまり利用者がいないような、サマーフェスティバルのときの仮設トイレの向かいというか、道路側ぐらいのあの辺りかなというふうには思うのですけれども、私の感じるところでは、子供たちが集中して遊んでいる遊具ゾーンとの距離が近いのです。ドッグランといっても大小様々なわんちゃん来るのでしょうから、そういった犬の出たときとかの対応というところも難しそうですし、公園の利用者さんの利便性向上とかというところもありましたけれども、ペットを飼っていらっしゃる方が新たに少し来てくれるかもしれませんが、ちっちゃい子供たちってあんまり、犬が大丈夫な子そんなに多いような気もしないのです。だから、かえって今公園を安心して使っているお客さんに心配を与えるようなふうにもなりかねないというふうに思っています。ここは私の考えというところを少し述べさせていただきましたが、そういった既存の今利用されているお客さんへの影響等についてはどのように考えているか確認させていただきます。

○議長（渡邊正俊君） 政策企画課長。

○参事兼政策企画課長（加賀博行君） 5番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

正直申し上げまして、私も犬はそんなに得意なほうではございません。そういったところから、ドッグランの今回の予算計上に当たりましてはちょっといろいろ調べておりまして、まずフェンスの高さは大体、ほかの自治体等いろんなものを見ると1.5メートルぐらいが推奨されているということで、そのぐらいの高さ以上のもので検討しているところです。また、どのぐらいの方が犬が好きで、好きではないかとか、ちょっとそれは推測の話になりますけれども、やはり何か物事を始めるときには事前にしっかりと想定をするというところは大事だと思っておりますので、今議員おっしゃられたような意見につきましてもしっかりと検討して、公社、管理も含め、人件費のご心配もいただいていると思います。そういったところも含めてしっかりと検討はしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第32号 令和8年度広野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議案第33号 令和8年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第9、議案第33号 令和8年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第33号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ427万2,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、国民健康保険事業納付金の増額計上のほか、4月1日付職員の人事異動に伴う人件費の減額計上となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税の増額計上のほか、一般会計繰入金の減額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第33号 令和8年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 令和8年度広野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第10、議案第34号 令和8年度広野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第34号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ52万6,000円を増額するための提案であります。

補正の内容は、4月1日付職員の人事異動に伴う人件費の増額計上となっており、一般会計繰入金をもって調整しております。

なお、担当課長による内容説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第34号 令和8年度広野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 令和8年度広野町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第11、議案第35号 令和8年度広野町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(渡邊正俊君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(小松和真君) 議案第35号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳出について874万3,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきまして、資本的支出のうち農業集落排水建設改良費の増額計上のほか、4月1日付職員的人事異動に伴う人件費の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(渡邊正俊君) 建設課長。
(参事兼建設課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 説明が終わりました。
これより歳入歳出全般について質疑を行います。
3番、高木光雄君。

○3番(高木光雄君) 1点だけ。

今の説明で、令和8年度広野町下水道事業会計予算実施計画書の中で、説明の中で職員が前年度は2人から今回3人ということで1名増えたということなのですが、増やした理由、業務的に何か特別なことをやることになったのか、その辺をちょっと伺います。

○議長(渡邊正俊君) 建設課長。

○参事兼建設課長(飯島洋一君) 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

なぜ職員1名が増えたのかということでございますが、令和8年4月1日に任期付職員、建設課のほうで2名配属されて、1名が建設系の林務のほう、1人が下水道系のほうに配属してございます。現在、公会計に移行しまして3年目を迎えますが、様々に税理士事務所等々の指導をいただきながら適切に運用してございますが、今回採用した任期付職員については、他の自治体で公会計を長年担当している職員でございます。そういった職員を配置することによって、下水道系のそういった会計等々のスキルをアップするということも踏まえて、強固なものにしたいということで1名を都市計画係、下水道系のほうに配属させたということでございます。そういったことで1名のほうを追加してございます。

以上でございます。

○議長(渡邊正俊君) 3番、高木光雄君。

○3番(高木光雄君) 分かりました。下水関係に関してはいろいろ、埼玉のほうでも陥没したとか、いろいろそういう、前回もいろんな質問の中で下水管とか、マンホールとか、いろいろ代々結構古

くなっているのもあるということで、点検とかそういうことも議論になりましたけれども、そういったことも含めて1名増加したということですから、費用対効果ではないのですけれども、こちら2名になったから配置したということではなくて、必要だからもらったというような位置づけでないと、やはり人員の費用対効果は必要だと思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○参事兼建設課長（飯島洋一君） ただいまのおたしについて答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、やはり費用対効果というものも必要な観点かと思っております。当然に独立採算というような事業会計になりますので、やはり料金のほうも今後検討していかなければいけない時期にあるのかなと思ってございます。当然にずっと3名体制なのかということでございますが、これはずっと3名ということではないというふうには思っておりますが、議員おたしのように1名増加になった部分を生かしながら、適切に下水道事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第35号 令和8年度広野町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○議長（渡邊正俊君） 日程第12、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 次に、提出者、5番、西内玄太君の説明を求めます。

5 番、西内玄太君、登壇を許します。

〔5 番 西内玄太君登壇〕

○5 番（西内玄太君） それでは、発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について説明いたします。

本議案は、福島県教職員組合より議長宛てに提出のありました国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、令和 8 年 6 月 3 日開催の議会運営委員会において審議し、本陳情に当町議会として同意し、意見書を提出すべきであるとの意見に所定の賛成者を超える賛同があったことにより、提案をするものです。

意見書案、提出先等の詳細については、お手元の議案書のとおりでありますので、読み上げは省略をさせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邊正俊君） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、移住定住事業について、産業厚生常任委員会は林業専用道整備事業について、空き家対策について、子育て支援について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について、議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だよりの編集について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（小松和真君） 6月の定例議会を閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

皆様には慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございます。本日も雨が降っておりますけれども、6月、7月とこれから梅雨期を迎えてまいります。災害に向けて町も災害対応をしっかりやって、町民の皆様に被害の生じないよう努力してまいりますので、何とぞご理解をいただければと思っております。

今後も町職員共に町政進展のために尽力してまいりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊正俊君） 令和8年第2回広野町議会定例会をこれをもって閉会いたします。

議事運営の円滑な進行にご協力をいただきました。誠にありがとうございます。ご苦労さまでした。

（午前11時41分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 渡 邊 正 俊

署 名 議 員 北 郷 伯 弘

署 名 議 員 遠 藤 浩